

令和3年度 第1回 宮城地方労働審議会 ～宮城労働局における労働行政の推進状況～

令和3年11月26日（金） 10時～12時
仙台第四合同庁舎 2階共用会議室



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

目 次

I 新型コロナウイルス感染症対策

- 1 雇用調整助成金・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金による雇用維持支援・・・(3 頁)
- 2 在籍型出向の活用による雇用維持支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(4 頁)
- 3 職場における感染防止対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5 頁)
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等(6 頁)
- 5 仕事と家庭の両立支援にかかる新型コロナウイルス感染症関係の支援策・・・・・・・・・・(7 頁)
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の設置・・・・・・・・・・(8 頁)
- (参考) 新型コロナウイルス感染状況・緊急事態措置等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・(9 頁)

II ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

- 1 業種・地域・職種を越えた再就職等の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(11 頁)
- 2 個々の態様に応じた就職支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(13 頁)
- 3 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(19 頁)

III ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進

- 1 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり・・・・・・・・・・・・(21 頁)
- 2 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金
など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(26 頁)
- 3 女性活躍・男性の育児休業取得の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(28 頁)
- 4 総合的なハラスメント対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(30 頁)
- 5 労働保険制度の適正な運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(32 頁)

新型コロナウイルス感染症対策

雇用調整助成金・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金による雇用維持支援

雇用調整助成金については、新型コロナウイルス感染症の雇用への影響が長引く中で、特例措置を来年3月まで延長し、従業員の雇用維持に向け迅速な支給に努めている。また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についても、支給の対象となる休業期間を来年3月まで延長し、事業主の指示により休業し、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取ることができない労働者の支援に努めている。

雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間中）

雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当を支払う場合、その一部を助成する制度です。
 特例措置により**助成率及び上限額の引き上げ**を行っています。
 （教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者一人につき日額最大2,400円が加算されます。）
 この特例措置は、**令和2年4月1日から令和3年1月30日まで**の期間を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です。



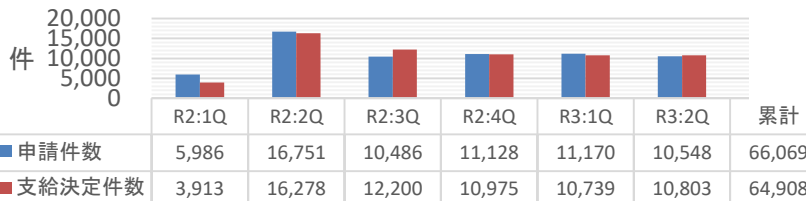
- ※1 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ**30%以上減少**している大企業
- ※2 緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において**都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する大企業**



- ※1 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ**30%以上減少**している企業
- ※2 緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において**都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業**

- 注意点**
- 雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も助成対象となります。（その場合、緊急雇用安定助成金によって助成されますが、助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です。）
 - 「解雇等を行わず雇用を維持した場合」は判定基礎期間の時期によって取り扱いが異なる場合があります。

雇用調整助成金等支給申請、支給決定件数



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、
 (1)令和2年10月1日から令和3年11月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者
 (2)令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）から令和3年11月30日までに事業主が休業させた大企業のソフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）

2 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80%※1 × （各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数）

① 1日当たり支給額（9,900円※2（令和3年4月までは11,000円）が上限）

② 休業実績

- ※1 ①のうち、令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%
- ※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和3年5月1日～令和3年11月30日の期間において11,000円。

・1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものと対象となる。
 ・週5日から週3回の勤務になるなど、月の一部の休業も対象となる。
 （就労した日は休業実績から除く。）

3 申請期限

○中小企業の労働者

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年10月～令和3年9月	令和3年12月31日（金）
令和3年10月～11月	令和4年2月28日（月）

- ※中小企業の労働者が令和2年4月～9月に休業した場合であっても、令和2年10月30日に公表したリーフレットの対象者は、**令和3年12月31日（金）**まで、既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、**支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内**に、申請があれば、制度を知った時期にかかわらず受付可能。

○大企業の労働者

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年4月～6月	令和3年12月31日（金）
令和3年1月8日～9月（※）	令和3年12月31日（金）
令和3年10月～11月	令和4年2月28日（月）

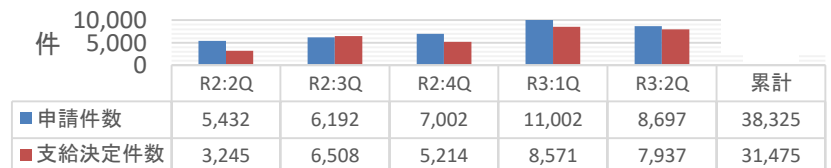
※令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれます。

4 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276（受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15）

休業支援金・給付金支給申請、支給決定件数

（令和2年7月10日受付開始）



在籍型出向の活用による雇用維持支援

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足が生じている企業との間で在籍型出向により雇用を維持する取組みを支援する。

宮城地域在籍型出向等支援協議会の設置

全国在籍型出向等支援協議会での議論を踏まえ、地域協議会を5月14日に開催し、以下の事項について協議。

- ・各地域の雇用情勢に関する事
- ・出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事
- ・関係機関の連携に関する事
- ・出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事
- ・各種出向支援策に関する事

産業雇用安定助成金（令和3年2月5日申請受付開始）

■概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行う。

■助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する。

○出向運営経費

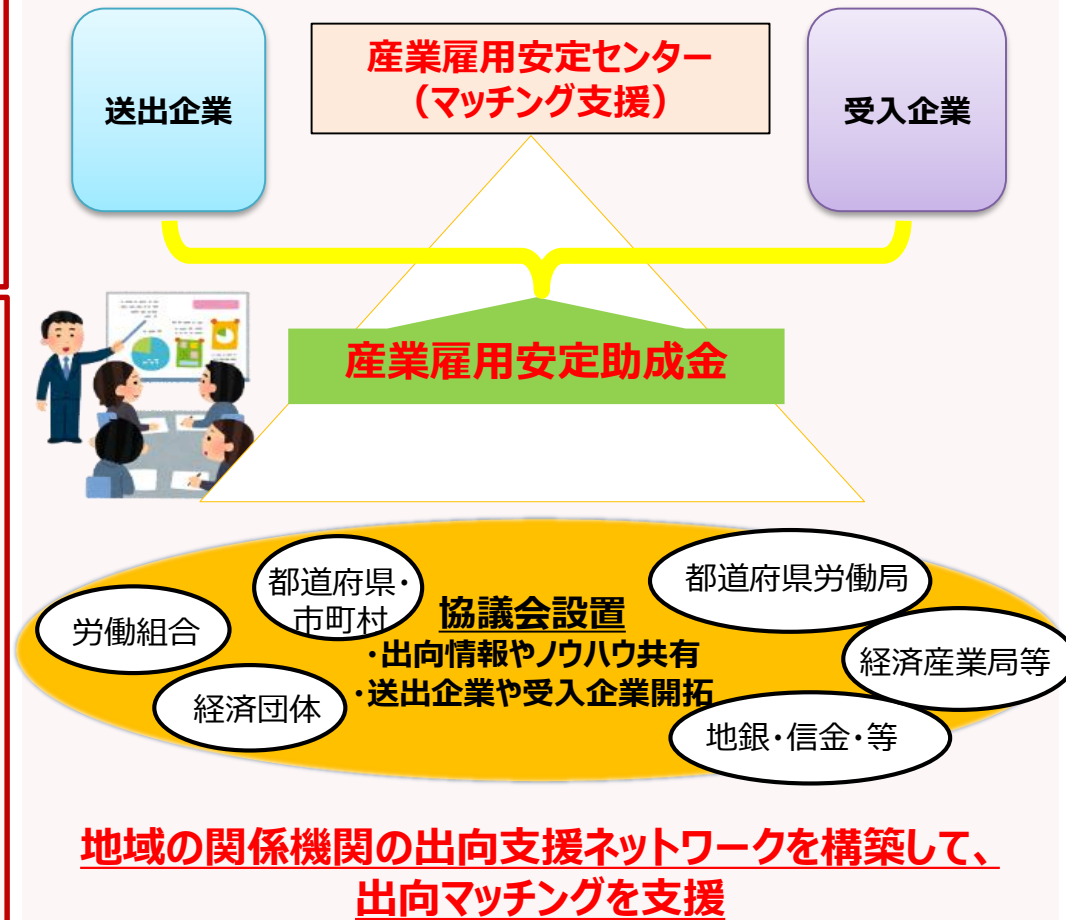
賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成。**

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成。**

■支給申請・支給決定件数（R3.9月末現在）

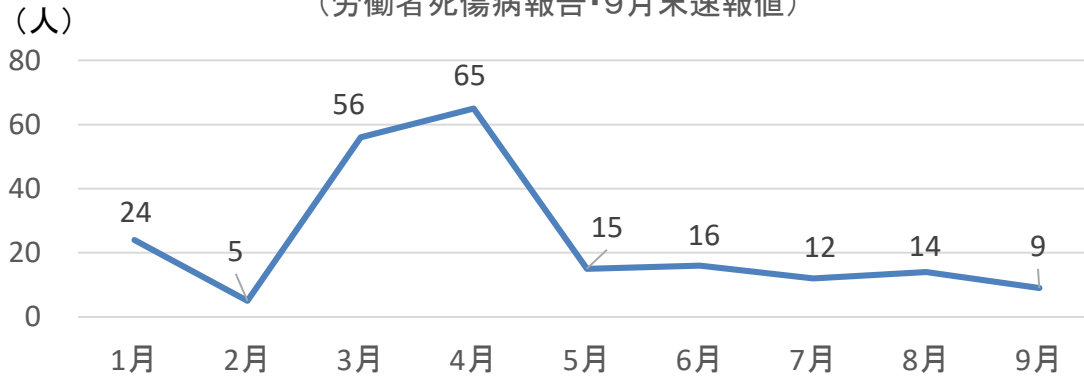
支給申請件数：12件　支給決定件数：4件



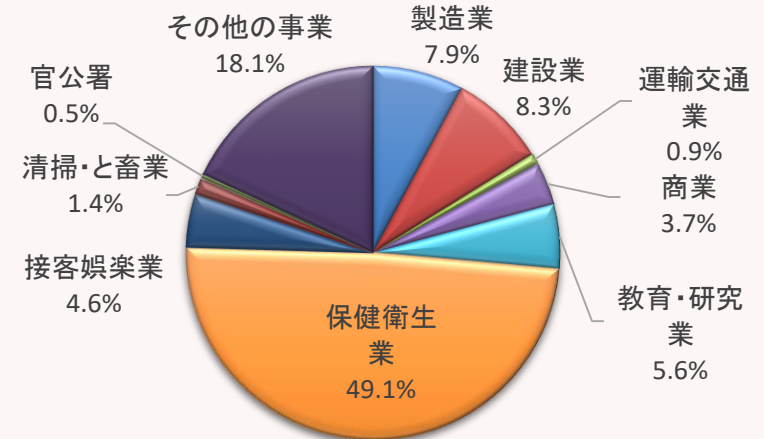
職場における感染防止対策等の推進

新型コロナウイルスの感染拡大

令和3年新型コロナウイルス感染症による労働災害発生状況
(労働者死傷病報告・9月末速報値)



業種別内訳 (1月～9月、合計216人)



「取組の5つのポイント」や「感染症拡大防止のためのチェックリスト」等を活用した対策の推進

- ・ 労使関係団体等に対する要請 67件 (～10月1日)
- ・ 局署の窓口等における各種報告・届出受理時の確認及び指導件数 3,590件
- ・ 局署の事業場への訪問等による確認及び指導件数 196件

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す「取組の5つのポイント」を実施で進んでいるか確認しましょう。
- 「取組の5つのポイント」は感染防止の基本的な対策です。実業務の現場がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討いただくため、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実際にできていますか？	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が出勤しなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	従業員の体調確認、定期的な換気、仕切り、マスク着用など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの「密の切り替わりや、飲食の場など」感染リスクが高まる「5つの場面」での対策（呼びかけ）を行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手消毒、換気設備、換入が検知する場所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制するためのチェックリスト

1. 出勤前チェックは、職場における感染防止対策の拡大を抑制するための基本的な対策であるため、必ず実施してください。
2. 出勤時は、換気、換気扇による換気を行う人があってもよい。その際、換気扇が「Auto」になっているか確認し、換気扇が回っていることを確認する。換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認し、電源スイッチを確認し、電源が入っていることを確認する。
3. 換気扇の電源を確認し、換気扇が回っていることを確認する。換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認し、電源スイッチを確認し、電源が入っていることを確認する。
4. 換気扇が回っていることを確認し、換気扇が回っていることを確認する。換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認し、電源スイッチを確認し、電源が入っていることを確認する。

項目	確認
1. 出勤前チェックは、職場における感染防止対策の拡大を抑制するための基本的な対策であるため、必ず実施してください。	はい/いいえ
2. 出勤時は、換気、換気扇による換気を行う人があってもよい。その際、換気扇が「Auto」になっているか確認し、換気扇が回っていることを確認する。換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認し、電源スイッチを確認し、電源が入っていることを確認する。	はい/いいえ
3. 換気扇の電源を確認し、換気扇が回っていることを確認する。換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認し、電源スイッチを確認し、電源が入っていることを確認する。	はい/いいえ
4. 換気扇が回っていることを確認し、換気扇が回っていることを確認する。換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認し、電源スイッチを確認し、電源が入っていることを確認する。	はい/いいえ
5. 換気扇が回っていることを確認し、換気扇が回っていることを確認する。換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認し、電源スイッチを確認し、電源が入っていることを確認する。	はい/いいえ
6. 換気扇が回っていることを確認し、換気扇が回っていることを確認する。換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認し、電源スイッチを確認し、電源が入っていることを確認する。	はい/いいえ
7. 換気扇が回っていることを確認し、換気扇が回っていることを確認する。換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認し、電源スイッチを確認し、電源が入っていることを確認する。	はい/いいえ
8. 換気扇が回っていることを確認し、換気扇が回っていることを確認する。換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認し、電源スイッチを確認し、電源が入っていることを確認する。	はい/いいえ
9. 換気扇が回っていることを確認し、換気扇が回っていることを確認する。換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認し、電源スイッチを確認し、電源が入っていることを確認する。	はい/いいえ
10. 換気扇が回っていることを確認し、換気扇が回っていることを確認する。換気扇が回らない場合は、換気扇の電源を確認し、電源スイッチを確認し、電源が入っていることを確認する。	はい/いいえ

エイジフレンドリー補助金の周知と活用促進

- ・ 高齢労働者の感染防止対策等の推進

関係団体と連携した周知、社会福祉施設などに対する活用勧奨

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等

法令順守の啓発指導

新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収集や情報共有を行い、関係部署と連携を図り、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施する。その際、雇用調整助成金等支援策の周知、利用勧奨や各種法令を順守するよう啓発指導を実施する。

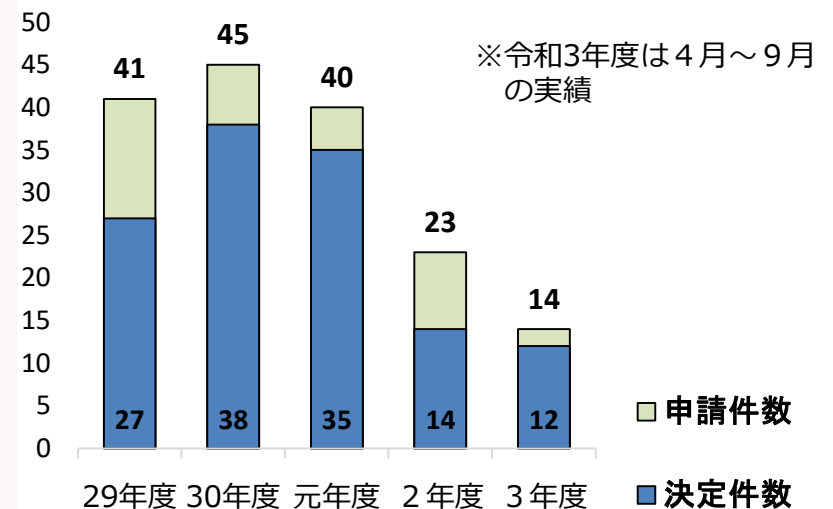
実施件数 5 件

内訳	
解雇	4件
雇止め	1件
内定取り消し	
退職勧奨	1件

※重複あり（令和3年9月末現在）

未払賃金立替払制度

賃金が未払いのまま職を失った労働者に対して支給する未払賃金立替払制度について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し迅速に決定する。



仕事と家庭の両立支援にかかる新型コロナウイルス感染症関係の支援策

仕事と家庭の両立支援にかかる新型コロナウイルス感染症関係の支援策の一環として、関連する助成金等について広く周知するための特別相談窓口を設置するなど、助成金の活用促進を図っている。

○両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、小学校等が休校になったことなどにより子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得できる制度の規定、両立支援制度の社内周知を行い、それに基づき有給休暇を4時間以上取得させた事業主に対する助成金。

- ・ 助成内容：有給休暇を取得させた労働者1人あたり5万円
※1事業主につき10人まで（上限50万円）
- ・ 申請件数：55件（令和3年9月末現在）

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

令和3年8月1日から12月31日までの間に、小学校等が休校になったことなどにより子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対する助成金。

- ・ 助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10
上限額：原則13,500円

※申請期間内に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置区域に事業所がある場合：上限額15,000円
・ 申請件数：0件（令和3年9月末現在）（令和3年9月30日～申請受付）

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

令和3年8月1日から12月31日までの間に、小学校等が休校になったことなどにより子どもの世話を保護者として行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対する支援金。

- ・ 支援の内容：仕事ができなくなった日1日あたり原則6,750円
- ※申請期間内に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置区域に事業所がある場合：上限額7,500円
- ・ 申請件数：0件（令和3年9月末現在）（令和3年9月30日～申請受付）

○関係機関への周知・啓発

県・各市町村（35件）、労働局関係機関（13件）あてに当助成金について広報誌への掲載依頼を行った。また、宮城県教育庁、仙台市子供未来局を訪問し、保護者等に当助成金の情報が伝達されるよう小学校等への周知を依頼した。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に、有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対する助成。

○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

- ・ 助成内容：1事業場につき1回限り15万円
- ・ 申請件数：5件（令和3年9月末現在）

○両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

- ・ 助成内容：対象労働者1人当たり28.5万円
（1事業所につき上限5人）
 - ・ 申請件数：53件（令和3年9月末現在）
- ※いずれも申請期限は令和4年2月28日。



○母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置等への相談に対応するため特別相談窓口を設置している。（令和4年1月31日まで）

○労働者からの相談を端緒とする母性健康仮措置に係る助成金活用の企業への働きかけ

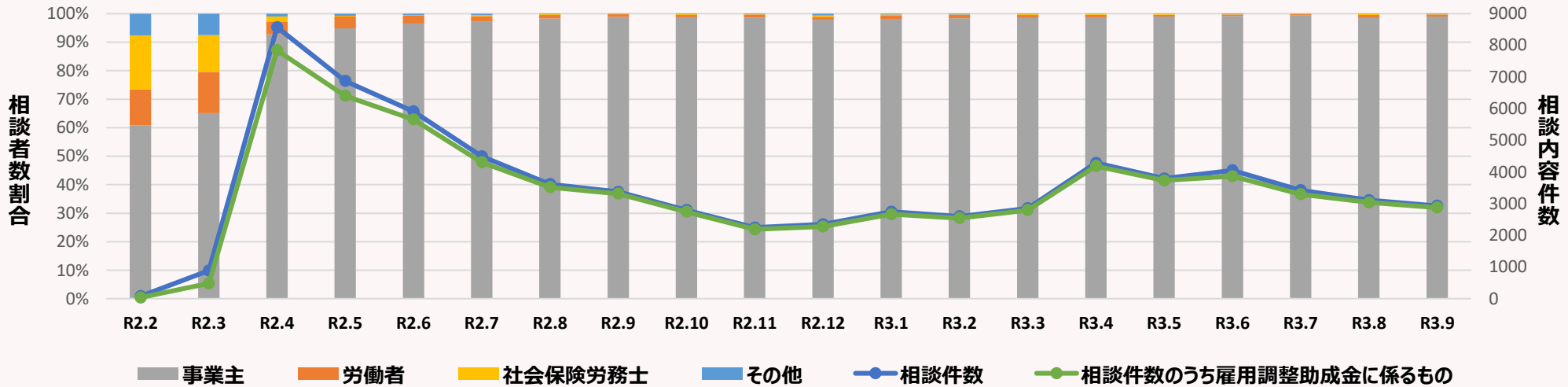
母性健康管理措置による助成金に関連して「企業が有給休暇を取得させてくれない」などの相談には、相談者の了解を得た上で、事業主に対し助成金の活用について働きかけを行っている。

- ・ 働きかけ件数：2件（令和3年9月末現在）

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の設置

令和2年2月14日から新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を雇用環境・均等室、仙台労働基準監督署、仙台公共職業安定所に設置し、新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇止め・休業手当や助成金等の労働相談に対応している。

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口における相談者数及び相談件数

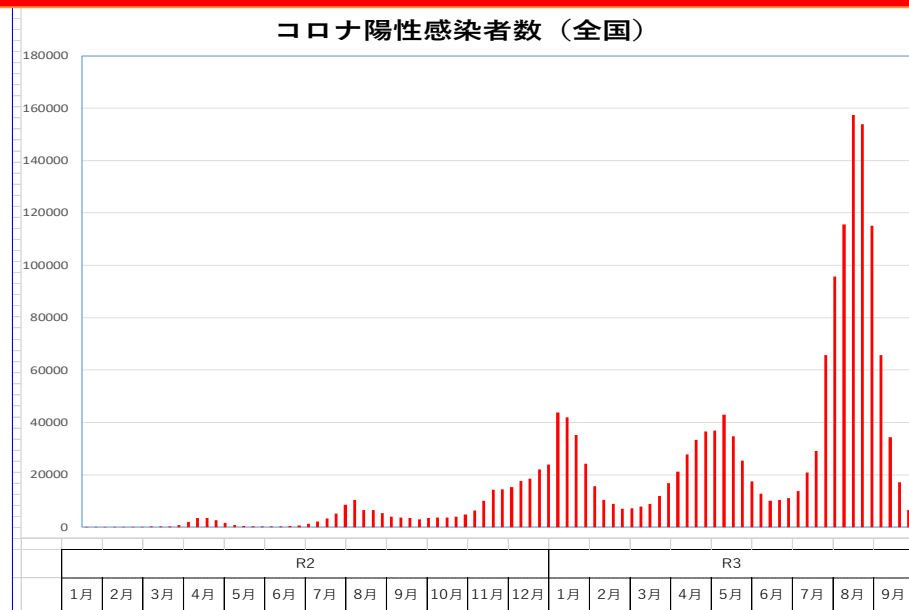


	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9
その他	6	67	85	48	28	25	8	3	5	5	14	9	8	5	6	4	6	4	4	5
社会保険労務士	15	114	150	18	14	17	9	4	7	2	11	12	5	7	10	10	6	3	10	4
労働者	10	128	390	288	164	87	45	31	22	24	25	36	29	31	36	23	20	11	32	20
事業主	48	577	7946	6520	5707	4364	3554	3338	2766	2215	2300	2689	2557	2812	4235	3758	3892	3316	3059	2897
相談件数	79	886	8571	6874	5913	4493	3616	3376	2800	2246	2350	2746	2599	2855	4290	3795	4053	3426	3111	2935
相談件数のうち雇用調整助成金に係るもの	37	480	7844	6404	5660	4309	3523	3313	2744	2191	2278	2667	2542	2797	4188	3731	3868	3299	3039	2878

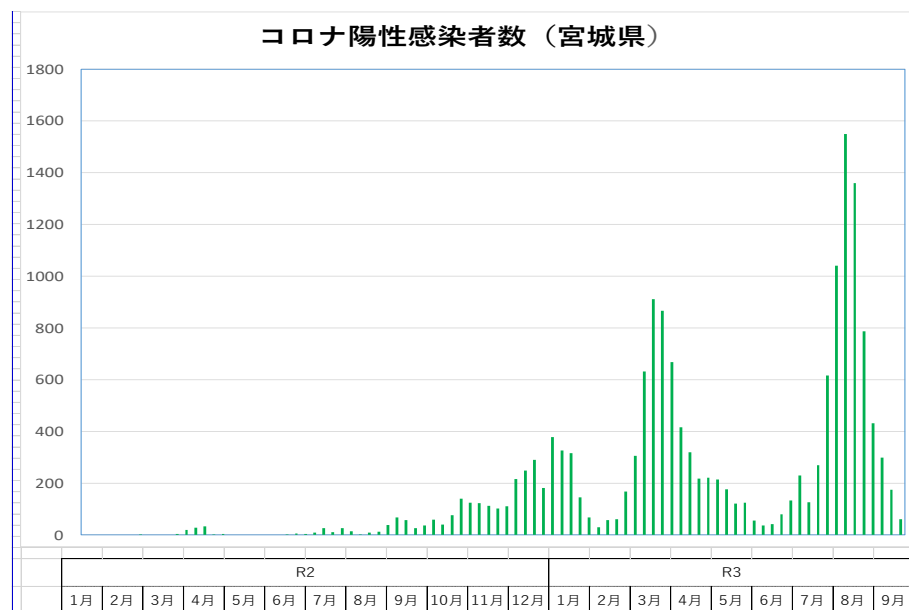
新型コロナウイルス感染状況・緊急事態措置等の状況

	全 国	宮城県
2021/9/28	9月30日で緊急事態終了	まん延防止等重点措置 (9/13~9/30)
2021/9/9	期間延長 (～9月30日) 区域変更 (19都道府県に)	緊急事態措置期間 (8/27~9/12)
2021/8/25	区域変更 (宮城を含む21都道府県へ)	まん延防止等重点措置 (8/20~8/26)
2021/8/17	期間延長 (～9月12日) 区域変更 (13都道府県に)	
2021/7/30	期間延長 (～8月31日) 区域変更 (6都道府県に)	
2021/7/8	期間延長 (～8月22日) 区域変更 (2都県に)	
2021/6/17	期間延長 (沖縄 : ～7月11日) 区域変更 (沖縄1県に)	
2021/5/28	期間延長 (沖縄以外の9都道府県も6月20日まで延長)	
2021/5/21	期間延長 (沖縄 : ～6月20日) 区域変更 (10都道府県に)	
2021/5/14	区域変更 (9都道府県に)	
2021/5/7	期間延長 (～5月31日) 区域変更 (6都道府県に)	
2021/4/23	緊急事態宣言 (期間 : 4/25～5/11 区域 : 東京、京都、大阪及び兵庫の4都府県)	まん延防止等重点措置 (4/5～5/11)
2021/3/18	3月21日で緊急事態終了	
2021/3/5	期間延長 (～3月21日)	
2021/2/26	区域変更 (4都県に)	
2021/2/2	期間延長 (～3月7日)、区域変更 (10都道府県に)	
2021/1/13	区域変更 (11都道府県に)	
2021/1/7	緊急事態宣言 (期間 : 1/8～2/7 区域 : 埼玉、千葉、東京及び神奈川の4都府県)	
2020/5/25	緊急事態解除宣言	
2020/5/21	区域変更 (5都道府県に)	
2020/5/14	区域変更 (8都道府県に)	
2020/5/4	期間延長 (～5月31日)	
2020/4/16	区域変更 (全都道府県に)	緊急事態措置期間 (4/16～5/13)
2020/4/7	緊急事態宣言 (期間 : 4/7～5/6 区域 : 埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の7都府県)	

週合計感染者数(人)



週合計感染者数(人)



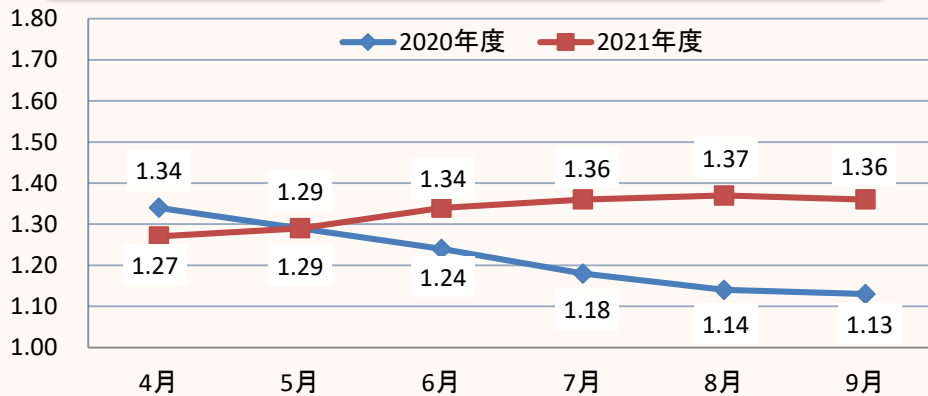
ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

ハローワークシステム刷新を踏まえた職業紹介業務の充実・強化等

業種・地域・職種を越えた再就職等を促進するため、職業訓練や地方自治体等との連携による再就職支援を進め、新しい生活様式を踏まえハローワークインターネットサービスの利用促進を図り、求職者及び求人者にマイページ開設・活用を働きかけオンラインの活用を促進を図る。

一方で、来所による支援が必要な求職者に対しては、窓口積極的に誘導し、課題解決支援サービスを提供するほか、求人者に対しては、職場環境改善の働きかけ、魅力ある職場づくりに向けた助言を積極的に行い、求人者・求職者のマッチングの一層の推進を図る。

有効求人倍率の推移（4～9月）



ハローワークシステム刷新を踏まえた職業紹介業務の充実・強化

求職者・求人者マイページ等のオンラインサービス機能の活用を促進し、より多くの求職者・求人者のハローワークの利用を促進し、ハローワークの利用が必要な方の来所のきっかけを作るとともに、自主的な就職活動を希望する求職者・求人者が行う事務手続きの簡便化等、利用者の利便性の向上を図る。

合わせて、事業所訪問等を積極的に実施し、企業との信頼関係構築と、より詳細な求人・事業所情報を収集し、ハローワークシステムを活用した情報提供を行い、求人者・求職者のマッチングの一層の促進を図る。

■マイページの活用状況（令和3年9月）

- ・新規求人件数のオンライン受理割合 73.5%
- ・新規求職者に占める求職者マイページ開設割合 30.2%

主要3指標の実績

	① 年間目安値	② 9月末実績	③ 進捗率 (②/①)
就職件数 (常用)	24,700	12,468	50.5%
充足件数 (常用)	25,233	12,819	50.8%
雇用保険受給者 の 早期再就職件数 (4～8月累計)	8,610	4,104	47.7%

地方自治体との連携による再就職等を促進する取組等を支援

地域の労働市場等の情報共有および各種施策の相互理解促進を図るため、管内自治体と計画的な情報交換を行い、顔の見える関係づくりを構築し緊密な協力関係の下、誘致企業等に対する人材確保支援や出張ハローワークの開催等各種事業を連携し実施。

また、産業政策と一体となつて行う雇用機会の確保に対する県の取組等に対する支援のほか、「宮城県における雇用の安定と定住推進協定」に基づく取組を相乗効果が図れるよう連携し実施。

職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得

就職に必要な技能及び知識習得のため、職業訓練による支援を実施する。その際、求人者・求職者のニーズに沿った効果的な訓練が実施されるよう、宮城県および独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部（ポリテクセンター）と連携を図る。また、職業訓練を通じて身につけた技能・知識を活かした就職を推進するため、訓練期間中から訓練終了後まできめ細かな就職支援を実施し、早期の再就職を促進する。なお、宮城県およびポリテクセンターにおいては施設内訓練の外、民間訓練実施機関を活用して、宮城県では「委託訓練」を実施し、ポリテクセンターにおいては「求職者支援訓練」を実施している。

離職者訓練

○主に雇用保険を受給している求職者の方を対象に、就職に必要な技能および知識を習得するための訓練を無料で実施。○令和3年度においては、宮城県において計画数82コース、定員数1,452名の訓練を予定している。また、ポリテクセンターにおいては計画数31コース、491名の訓練を予定している。

離職者訓練受講者の就職状況（令和3年8月末現在）

○受講者の修了3カ月後の目標就職率、【施設内訓練80%以上】【委託訓練75%以上】

実施機関	訓練区分	開講定員(人)	入校者数(人)	定員充足率(%)	就職率(%)
宮城県	委託訓練	554 (576)	455 (420)	82.1 (72.9)	84.7 (91.7)
	うち介護・福祉・保育分野	125 (115)	105 (69)	84.0 (60.0)	100.0 (-)
	うちIT・OA分野	369 (371)	305 (298)	82.7 (80.3)	76.6 (91.7)
	施設内訓練	30 (25)	17 (14)	56.7 (56.0)	-
宮城職業能力開発促進センター (ポリテク宮城)	施設内訓練	222 (247)	191 (203)	86.0 (82.2)	85.1 (86.9)
	うち電気・電子分野	85 (85)	83 (74)	97.6 (87.1)	94.1 (91.7)
	うち居住分野	102 (102)	75 (83)	73.5 (81.4)	82.5 (85.0)
	うち機械分野	35 (60)	33 (46)	94.3 (76.7)	-

※就職率は、令和3年4月末までに修了したコースの3ヶ月後の実績。
※カッコ内の数字は前年同月の状況。

（補足1）離職者訓練の定員（認定分）充足状況

	宮城	全国	参考
令和3年4月	69% (59%)	65% (-)	大分1位(97%)、宮城18位
5月	80% (64%)	70% (-)	徳島1位(86%)、宮城6位
6月	83% (67%)	74% (-)	徳島1位(89%)、宮城6位
7月	87% (69%)	76% (-)	徳島1位(89%)、宮城2位
8月	85% (71%)	76% (-)	神奈川1位(87%)、宮城3位

※カッコ内の数字は前年同月の状況。
※全国の前年同月の状況については公表されていない。令和3年度から月単位で集計が開始されたことによる。

求職者支援訓練

○主に雇用保険を受給できない求職者の方（受給が終わった方も含む。）を対象に、就職に必要な技能および知識を習得するための訓練を無料で実施。
○令和3年度においては、計画定員数942名の訓練を予定している。

求職者支援訓練受講者の就職状況（令和3年8月末現在）

○受講者の修了3カ月後の目標就職率、【基礎コース58%以上】【実践コース63%以上】

	開講定員(人)	入校者数(人)	定員充足率(%)	就職率(%)
令和3年度	278 (219)	210 (150)	75.5 (68.5)	64.7 (59.7)
基礎コース	60 (90)	38 (49)	63.3 (54.4)	62.3 (50.5)
実践コース	218 (129)	172 (101)	78.9 (78.3)	65.7 (66.1)
うち介護分野	45 (57)	34 (48)	75.6 (84.2)	80.6 (85.1)
うち営業・事務分野	85 (57)	58 (42)	68.2 (73.7)	42.6 (60.0)

※就職率は、令和3年2月末までに修了したコースの3ヶ月後の実績。
※カッコ内の数字は前年同月の状況。

（補足2）求職者支援訓練の定員（認定分）充足状況

	宮城	全国	参考
令和3年4月	79% (60%)	55% (47%)	群馬・愛媛1位(100%)、宮城6位
5月	73% (56%)	55% (45%)	東京1位(78%)、宮城2位
6月	74% (56%)	54% (47%)	宮城1位、東京2位(71%)
7月	68% (60%)	52% (50%)	東京1位(69%)、宮城2位
8月	72% (65%)	51% (52%)	宮城1位、東京2位(67%)

※カッコ内の数字は前年同月の状況。

非正規雇用労働者、新規学卒者等への就職支援

次代を担う若者が正社員として安定した雇用の中で社会生活が送れるよう学校や県など関係機関と連携を図り、就職面接会等の就職支援や職場定着支援を行うとともに、ユースエール認定制度の周知・普及に取り組んでいる。また、フリーター等の正社員就職の促進、地域若者サポートステーションとの連携による若年無業者の職業的自立支援に取り組んでいる。

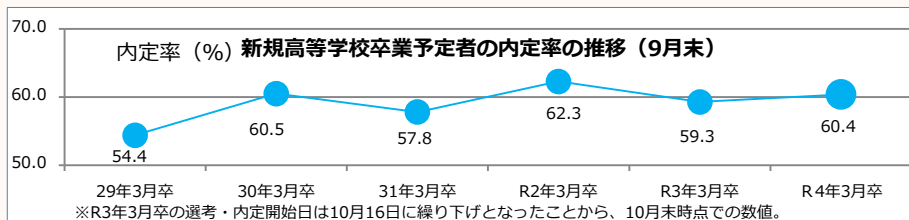
新規学卒者の就職支援

県内各ハローワークに「就職支援ナビゲーター」を配置し、新規学卒者の在学中から就職後の職場定着まで一貫した支援を実施。

【1 高校】

各高校の就職支援ニーズの把握に努め、求人開拓、就職準備講習、個別相談、就職面接会等の支援、就職後は電話・訪問による定着支援を実施。

- ・「高校生のための合同企業説明会」令和3年7月に、県内5か所で開催。参加企業255社、参加生徒数2,033名
- ・「新規高卒予定者就職面接会」令和3年10月に仙台・石巻会場にて実施



【2 大学等】

仙台新卒応援ハローワークを中心に、大学等との連携強化による出張相談、就職支援セミナー等を実施。

- ・「みやぎ合同企業説明会」
2022年3月高卒及び大卒等、既卒者対象
(令和4年1月下旬から2月上旬開催予定)

【3 関係機関との連携・協力した支援】

県、仙台市、労働団体、事業主団体及び学校関係者を構成員とする「宮城新卒者等人材確保推進本部会議」を令和3年5月28日に開催。

新卒者等を取り巻く就職環境等の情報共有を図り、就職・採用応援プランやメッセージを作成・発信し、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施。

みやぎ新規学卒者等就職応援メッセージ
～学生・生徒の皆様へ～

新型コロナウイルスの影響が懸念される中、新規学卒者等の活躍が、多くの企業情報を受け、安定した職業生活を送ることに貢献することが出来ます。各種就職支援及び職業定着支援を「就職・採用応援プラン」により広くお知らせします。

- 1 仕事の理解を深めるための支援をします。
【就職・採用応援プラン】
企業説明会や、個別相談等が活用されるように、就職準備書、そのほかの履歴的な書類の作成を行います。
- 2 魅力ある地元企業への就職を支援します。
【就職・採用応援プラン】
企業説明会、個別相談等で地元企業の優良「ユースエール認定企業」の紹介や、特定企業就職支援を行います。
県内には企業や職種の紹介する印刷版「アワードAOC」、みやぎユースエール企業（様）専ら提供します。オンライン上で検索し、お問い合わせいただけます。
- 3 入社後も一人で悩まず相談しましょう。
【就職・採用応援プラン】
就職・採用応援プラン、就業情報、フリーター等、正社員・既卒者・決意人・学生・保護者（企業）の相談メニューを掲載してあります。

就職準備書、採用応援プラン、就業情報、フリーター等、正社員・既卒者・決意人・学生・保護者（企業）の相談メニューを掲載してあります。

宮城県労働局人材確保推進本部
一級社会士 入部員 宮城労働局 仙台市労働局 仙台市労働局 仙台市労働局
仙台市労働局 宮城県労働局 仙台市労働局 仙台市労働局 仙台市労働局
仙台市労働局 宮城県労働局 仙台市労働局 仙台市労働局 仙台市労働局
仙台市労働局 宮城県労働局 仙台市労働局 仙台市労働局 仙台市労働局
仙台市労働局 宮城県労働局 仙台市労働局 仙台市労働局 仙台市労働局
仙台市労働局 宮城県労働局 仙台市労働局 仙台市労働局 仙台市労働局
仙台市労働局 宮城県労働局 仙台市労働局 仙台市労働局 仙台市労働局

【4 ユースエール認定制度の周知、普及の取り組み】

一定の労務管理体制が整備されており、若者の採用・育成に積極的に、定着状況や研修体制等の採用情報を積極的に公表する中小企業を積極的に確保・支援。

宮城労働局管内のユースエール認定企業数：
15社（令和3年11月1日現在）



生活保護受給者等就労自立促進事業による実績

県内のハローワークの担当窓口と地方公共団体（仙台市内各区役所）に設置した常設窓口による取扱実績総数は次のとおり。

- ◇支援対象者数 1,321人（前年同期1,234人）
 - ◇就職件数 772人（前年同期624人）
 - ◇就職率 58.4%（前年同期50.6%）
- ※R3年9月末までの実績値

フリーター等への正社員就職の支援

フリーター等に対しては、「仙台わかものハローワーク」及び「わかもの支援窓口」（仙台新卒応援ハローワーク・石巻所）において、担当者制による正社員就職に向けた支援を実施。

若年無業者等に対しては、「地域若者サポートステーション」（仙台市、石巻市、大崎市に設置）における職業的自立支援の推進、「みやぎジョブカフェ」（みやぎ若年者就職支援センター）と仙台新卒応援ハローワークが一体となった就職支援の実施により、若年者の就職促進に向けた支援を推進。

仙台わかものハローワーク・わかもの支援窓口の利用実績（R3.8月末）

新規登録者数	相談件数	就職者数
461(460)	3,207(2,965)	528(401)

()はR2.8月末実績

就職氷河期世代への就職支援

就職氷河期世代の方々の活躍の機会が広がるよう、「みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、宮城県全体で就職氷河期世代の活躍を支援する気運の醸成を図り、関係機関が一体となった取組を推進している。また、専門担当者によるチーム支援の実施、安定就労に有効な資格等の取得支援、正社員として雇い入れた企業への助成金の拡充等により、この世代の方々の就職支援に取り組んでいる。

みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの設置

県内の関係機関（経済団体、労働団体、支援機関、市町村、行政）を構成員とする「みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を令和2年7月30日に設置。同9月7日に第2回会議を開催し実施計画を策定。令和3年6月11日に第3回会議を開催し、各機関の支援策の取組状況を確認。

対象者や家族一人ひとりに社会全体で支援するというメッセージを積極的に届けるため、周知、広報策を継続的に展開。

就職氷河期世代支援窓口の設置

ハローワーク仙台に設置した就職氷河期世代支援コーナーにおいて正社員就職に向けた支援を実施。

- 担当者制によるキャリアコンサルティング
- 各種セミナーの開催
- 必要な公共職業訓練のあっせん
- 職場体験・職場実習への誘導
- 就職氷河期世代歓迎求人の開拓及びマッチング
- 就職面接会・説明会の開催
- 職場定着支援の実施

就職氷河期世代の募集・採用を考えてみませんか？

就職氷河期世代の対象となる求職者

- 1 就職活動が長期化する求職者の方
- 2 正社員採用の機会に恵まれなかった方（パート・アルバイトに限定されず）
- 3 定年退職後に求職する方

就職氷河期世代を募集する求人とは？

就職氷河期世代の応募に

就職氷河期世代の必要と

就職氷河期世代支援コーナーの役割

お問い合わせ先

紹介により正規雇用に関わった氷河期世代等の件数（R3.9月末）

年間目標数	正社員就職者数
1,513 (1,362)	1,009 (607)

()はR2.9月末実績

不安定就労者再チャレンジ事業の実施

民間職業紹介事業者への委託による就職支援の実施。令和3年度は会場と合わせてオンラインによる受講も可能とし仙台市、石巻市で年間18回開催。

- 約1ヶ月間の研修、個別カウンセリング
 - 希望・適性にあった企業の紹介
 - 就職後の定着までサポート
- ※R3.9月末までの実績値
- ◇対象者数48名（前年同期31名）
 - ◇就職者数10名（前年同期2名）

再チャレンジ 正社員就職

就職活動が長期化する求職者の方、正社員採用の機会に恵まれなかった方、パート・アルバイトに限定されず、定年退職後に求職する方、希望・適性にあった企業の紹介、就職後の定着までサポート

就業支援センター

CAREER BANK

宮城県や関係機関との連携による職業的自立への支援

「地域若者サポートステーション」（仙台市、石巻市、大崎市に設置）との連携により、氷河期世代の職業的自立支援を推進。

- 把握・働きかけのための福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張相談）の実施



高齢者の就労促進及び特性に配慮した環境整備

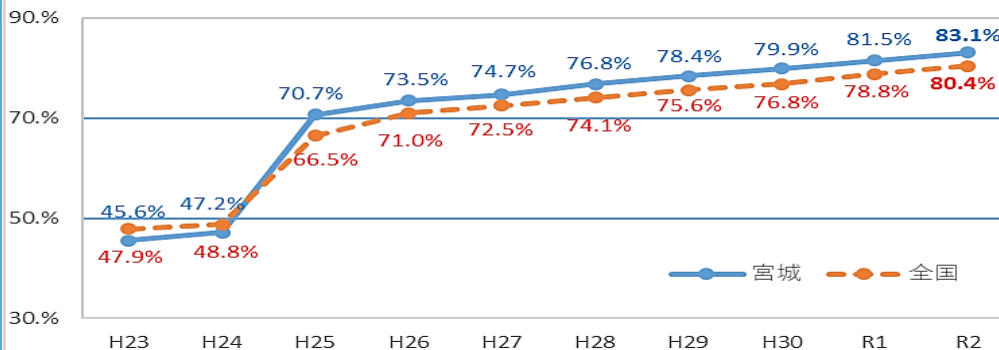
セミナーの開催により改正高齢法及び70歳までの就業機会確保に向けた環境整備や、高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援について周知に取り組んでいる。また、「生涯現役支援窓口事業」により高齢者の個々の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいる。

さらに、地域における高齢者の就業促進に向けた「生涯現役促進地域連携事業」や、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化を図るシルバー人材センターとの連携に取り組んでいる。

令和2年度 高齢者雇用状況報告

令和2年度高齢者雇用状況報告を実施し、**2,689社**(元年度2,700社)の集計結果として、宮城局では65歳までの雇用確保措置実施企業は**99.9%**(元年度99.9%)となった。その中でも65歳以上まで働ける企業が年々増加している。

希望者全員が65歳以上まで働ける企業



「高齢者活躍促進セミナー」の開催

70歳までの就業機会確保に向けた環境整備や、高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援についての積極的な周知と、継続雇用延長や定年引上げ等に向けて一歩前進を促すことを目的として「**高齢者活躍促進セミナー**」を開催。令和3年度はポリテクセンター宮城において管内企業に参加を周知し11月19日(金)に実施。内容は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部の65歳超雇用推進プランナーによる「改正高齢者雇用安定法の施行から半年」をテーマとした基調講演や企業による事例発表とトークセッション等。※前年度42社53名参加

高齢者の再就職支援

(1) 生涯現役支援窓口事業

55歳以上の再就職を目指す方に対して、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援、シニア世代の採用に意欲的な企業の求人情報の提供など、多様な就業ニーズに応じた就労支援を実施している。

仙台・石巻・塩釜・古川・大河原所の県内5安定所で支援。

【9月末現在】	65歳以上就職件数	年間目標661件	実績 345件(前年同期259件)
	65歳以上の就職率	目標73.0%	実績77.5%(前年同期70.0%)
	64歳までの就職率	目標79.3%	実績74.5%(前年同期79.6%)

(2) 生涯現役促進地域連携事業

就業を希望する高齢者と高齢者雇用を検討している事業主を対象に雇用・就業相談窓口を開設。また事業所向けセミナーや合同説明会等の開催も予定している。(委託先：仙台市生涯現役促進協議会)

【9月末現在】	相談件数	年間目標300件	実績331件(前年同期199件)
	雇用・就業者数	年間目標 40件	実績 49件(前年同期 31件)

(3) 高齢者活躍人材確保育成事業

人材不足分野や現役世代を支える分野で高齢者に就業機会を円滑に提供できるよう、就業に必要な能力や技能を身につけさせるための技能講習や就業体験を実施し、管内シルバー人材センターの新規会員数を確保する取組を実施している。

(委託先：宮城県シルバー人材センター連合会)

【9月末現在】	新規会員数	年間目標100人	実績86人(前年同期150人)
---------	-------	----------	-----------------



高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

○「エイジフレンドリーガイドライン」・「エイジフレンドリー補助金」の周知及び活用促進

・ 集団指導の機会や関係団体の会報への掲載などによる周知と利用促進

・ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入などのほか、働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防対策も対象 9月末時点申請件数24件(前年同期20件)

障害者の就労促進

障害者の就労意欲が高まりを見せる中で雇用の促進を図っていくため、福祉・教育・医療機関や職業能力開発などの機関と連携し、多様な障害特性に応じた就労支援や職業紹介と一体となった雇用率達成に向けた指導を行っている。

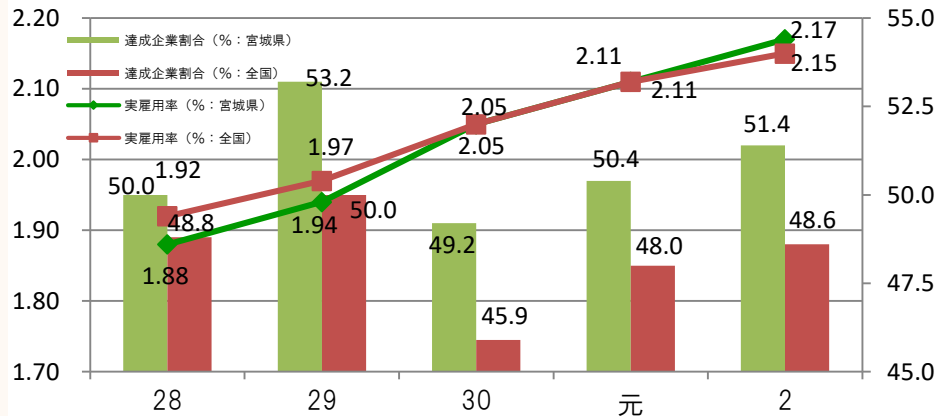
雇用率達成に向けた取組を宮城県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部と共同で実施

■ 令和2年6月1日現在の障害者雇用状況

※令和3年6月1日現在における障害者雇用状況の公表日は未定

法定雇用率（H25.4以降2.0%、H30.4以降2.2%）

- (1) 障害者実雇用率 **2.17% (全国34位)**
- (2) 達成企業割合 **51.4% (全国39位)**



■ 令和3年6月1日に向けた取組に当たっての目標値

- (1) 障害者実雇用率 **2.3%**
- (2) 達成企業割合 **53.0%**

■ 令和3年3月1日障害者法定雇用率0.1%引き上げ

■ 宮城県等と連携した取組

・宮城県、仙台市と労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部の4機関幹部による経済5団体及び企業への文書による障害者の雇用促進・維持等に関する要請（令和3年9月9日）

■ 労働局とハローワークの取組（令和3年8月末現在）

- ・県内43.5人以上規模企業への障害者就職の促進
障害者就職件数：**954件**（前年同期712件）
- ・雇用率未達成企業への指導・支援の強化
指導企業数：**171件**（前年同期67件）
- ・雇用率未達成公的機関への指導強化
指導機関数：**20機関**（前年同期23機関）

障害特性に応じた就職支援の実施

- ・障害者雇用優良中小事業主の認定（もにす認定制度）
令和3年9月27日、宮城県で第1号となる障害者雇用優良中小事業主を認定した。認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取組がより一層推進されることが期待できる。
- ・精神障害者、発達障害者に対する就労支援（令和3年9月末現在）
精神障害者雇用トータルサポーター 就職件数：**41件**（前年同期60件）
発達障害者雇用トータルサポーター 就職件数：**28件**（前年同期19件）
- ・障害者合同就職面接会の開催
例年宮城県との共催により県内3地域（仙台・石巻・大崎）において開催しているが、コロナ感染拡大防止のため中止した。仙台地域は面接会専用求人障害者求人切り替え、窓口で応募できるようにし、石巻所、古川所は10月～12月にかけてそれぞれ10社程度のミニ面接会を開催。また、塩釜所は11月15日～19日にかけて10社程度の事業所説明会を開催。

公務部門における障害者雇用・定着の推進

令和3年6月14日及び15日、国及び地方公共団体等向けの障害者職業生活相談員認定講習を開催。5人以上の障害者を雇用する又は雇用の予定がある機関の人事総務担当者69名が受講し修了した。

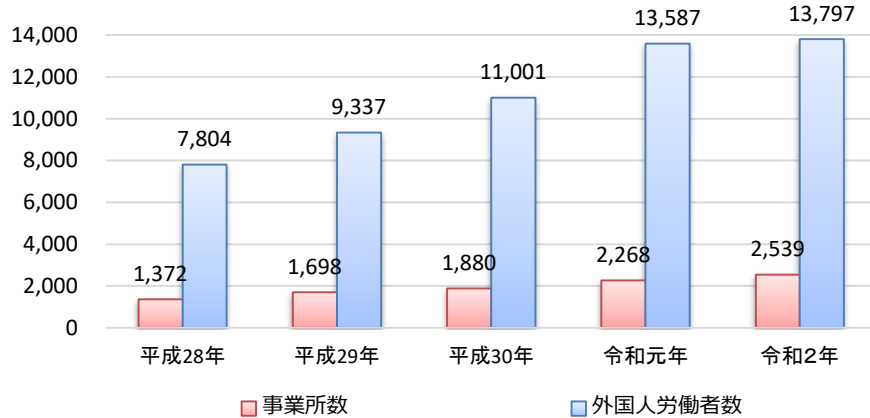
外国人労働者の適正な雇用管理・労働条件の確保

新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用情勢に厳しさがみられる中、外国人が安心して就労できる職場環境の整備に向けて、外国人を雇用する事業主に対して指導や相談支援を行っている。

宮城県内の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

【令和2年10月末時点】

■外国人労働者数（全国）	1,724,328人	（前年度比4.0%増）
■外国人労働者数（宮城）	13,797人	（前年度比1.5%増）
■外国人雇用事業所数（全国）	267,243事業所	（前年度比10.2%増）
■外国人雇用事業所数（宮城）	2,539事業所	（前年度比11.9%増）



外国人労働者の労働条件確保対策

- 関係機関との相互通報（令和3年4月～令和3年9月末）
 - 出入国在留管理局からの通報件数 0件
 - 外国人技能実習機構からの通報件数 11件
 - 当局から出入国在留管理局への通報件数 0件
 - 当局から外国人技能実習機構への通報件数 12件
- 外国人労働者相談コーナーで受けた相談件数
（令和3年4月～令和3年9月末）
119件（他局の事案含む）

外国人雇用状況届出制度・適正な雇用管理についての周知・啓発

- ハローワークにて、外国人を雇用する事業主に対し、訪問指導を実施。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、電話指導と併用し、9月末時点で、102件（前年度比+71件）の指導を実施している。
- 6月の外国人労働者問題啓発月間を中心に関係機関や事業主への周知・啓発を実施。
 - 労働局ホームページ、労働局メルマガを利用した広報
 - 関係機関へのポスター掲示、パンフレット配架による広報
 - 経済5団体へのメルマガ掲載による広報依頼
- 上記月間における取り組みの一環として、ハローワークと労働基準監督署が連携して、「署所合同事業所訪問指導・安全衛生パトロール」を実施。県内9事業所を訪問し、外国人の雇用管理や職場での安全衛生について、点検や指導を行った。

多言語相談支援体制の強化

- 新型コロナウイルス感染症のために離職を余儀なくされた外国人求職者に対する相談支援体制を強化するため、新たに県内7カ所のハローワークに、多言語音声翻訳機を導入し、あらゆる相談場面で活用している。
- 外国人求職者に対して、多言語や「やさしい日本語」に翻訳したハローワークの利用に係るパンフレットを配布し、周知を図っている。

留学生の就職支援の促進

- 仙台新卒応援ハローワーク内に「留学生コーナー」を設置し、就職支援を行っている。今年度は、9月末までに計121名（前年度比+43名）が、当コーナーを利用して就職している。
- 宮城労働局では、東北イノベーション人材育成コンソーシアム運営会議に参画し、県内での就職を希望する留学生を支援している。

治療と仕事の両立支援

ガイドライン等の周知啓発

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」

「企業と医療機関のための連携マニュアル」

「治療と仕事の両立支援助成金」

- ・ 事業場、医療機関、関係相談機関などへの周知・啓発
- ・ ホームページ上で周知するとともに、所署での配布や関係団体に周知協力を依頼



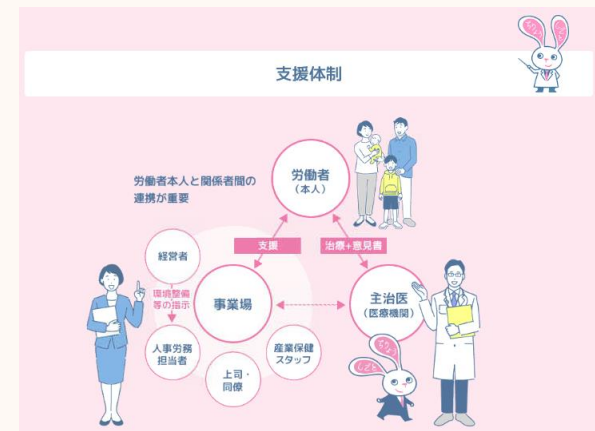
「宮城県地域両立支援推進チーム」の運営

宮城県や仙台市などを含めた関係機関による取組促進のための協議

- ・ 「長期療養者の就職支援担当者連絡会議」と併せた会議開催
令和2年度は書面会議、令和3年度は集合開催を予定（緊急事態宣言発令により延期中）

トライアングル型サポート体制の推進

- ・ 両立支援コーディネーター養成研修の周知・受講勧奨
令和2年度より労働者健康安全機構本部が実施
ホームページ上での周知・参加勧奨
- ・ がん患者等に対する就労支援
ハローワークの就職支援ナビゲーターなどによる相談支援
 - (1) 相談件数 78件（62件）
 - (2) 紹介件数 35件（26件）
 - (3) 両立求人確保数 13人（21人）※令和3年9月末現在（ ）内は前年同月



労働者派遣事業が適正に運営されるよう、労働者派遣事業者に対し適正な事業運営に向けた法制度の周知と指導監督を実施している。また、求職者が安心して職業を選択し、労働条件明示等が適格に行われるよう、職業紹介事業者等の適正な事業運営について指導監督を実施している。

周知啓発

派遣労働者の保護及び就業条件確保を図るため、派遣元・派遣先事業所、労働者等に対する改正労働者派遣法（同一労働同一賃金）の周知と関係法令の遵守徹底に関するセミナー等については、新型コロナウイルス感染症の影響により新規許可事業主及び求職者を対象としたセミナーのみ小規模により実施。

セミナーの実施（9月末現在）

◆新規許可事業主を対象としたセミナー

開催回数 8回 119人（前年度9月末実績 4回 34人）

◆求職者を対象とした派遣法のセミナー

開催回数 5回 33人（前年度9月末実績 2回 6人）

指導監督

労働者派遣事業及び職業紹介事業が適正に運営されるよう、派遣元事業者等に対する指導監督を計画的に行い、不適切な状況が確認された場合には是正指導を実施。

指導監督の実施状況

()内は前年同月比

	令和3年度(9月末)		令和2年度(9月末)	
	指導件数	うち是正指導件数	指導件数	うち是正指導件数
派遣元事業所	62 (▲35.4%)	59 (▲6.3%)	96	63
派遣先事業所	14 (▲6.7%)	9 (80.0%)	15	5
請負事業所(※1)	31 (82.4%)	1 (▲50.0%)	17	2
職業紹介事業者	58 (31.8%)	29 (20.8%)	44	24

注※1 労働者派遣事業が全て許可制度に移行。それに伴い派遣事業を廃止した事業所の訪問指導を含む。

派遣元事業主の責務の強化

労働者派遣法の一部が改正され、派遣元事業主に対して派遣労働者のキャリアアップ措置の説明や雇用安定措置の希望聴取、マージン率等の情報提供などの取組が強化されました。

派遣元（派遣会社）事業主の皆さまへ

キャリアアップ措置や雇用安定措置等の派遣元の責務が強化されました

()内は改正された省令・告示の施行・適用日

1 派遣労働者の雇入れ時に説明する事項の追加（令和3年1月1日）

- 派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、キャリアアップ措置（教育訓練やキャリアコンサルティングの内容）について説明することが必要となります。【労働者派遣法施行規則第25条の14第2項第4号】
- また、教育訓練計画の内容やその変更について、派遣労働者に説明を行うことが必要となります。【派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の8（5）ロ】

2 雇用安定措置に関する派遣労働者の希望の聴取（令和3年4月1日）

- これまでも、派遣元事業主は、一定の場合、派遣労働者の派遣終了後の雇用を継続させるための措置（雇用安定措置）を講じる必要がありましたが、当該雇用安定措置を講じるにあたっては、**予め派遣労働者から希望する当該措置の内容を聴取することが義務化**されます。【労働者派遣法施行規則第25条の2第3項】
- また、派遣労働者から聴取した内容について派遣元管理台帳に記載を行うことが必要となります。【労働者派遣法施行規則第31条第10号】

3 マージン率等のインターネットでの提供（令和3年4月1日）

- マージン率等（※）については、原則として、インターネットの利用による情報提供が必要となります。【労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】
- （※）事業所毎の派遣労働者数、派遣生数、マージン率（派遣料金の平均額・派遣労働者の賃金の平均額）、教育訓練、労使協定の締結の有無（労使協定の範囲、有効期間）（注）下線部はこれまでも情報提供の対象項目ですが、新たにインターネットによる情報提供が必要となる項目です。
- 「人材サービス総合サイト（厚生労働省運営）」による情報提供（無料）も可能です。

4 日雇派遣における労働者派遣契約の解除等の措置（令和3年1月1日）

- 派遣元事業主は、労働者派遣契約の解除がなされた場合、新たな就業先の確保ができない場合には、休業等を行い、日雇派遣労働者の雇用の維持、休業手当の支払い等の労働基準法等に基づく責務を果たすべきことを明確化しました。【日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針第2の5（2）】

5 労働者派遣契約の電磁的記録による作成（令和3年1月1日）

- 労働者派遣契約について、書面によらず、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行うことができます。【厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第27号】

厚生労働省・都道府県労働局

LL021127#01

ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進

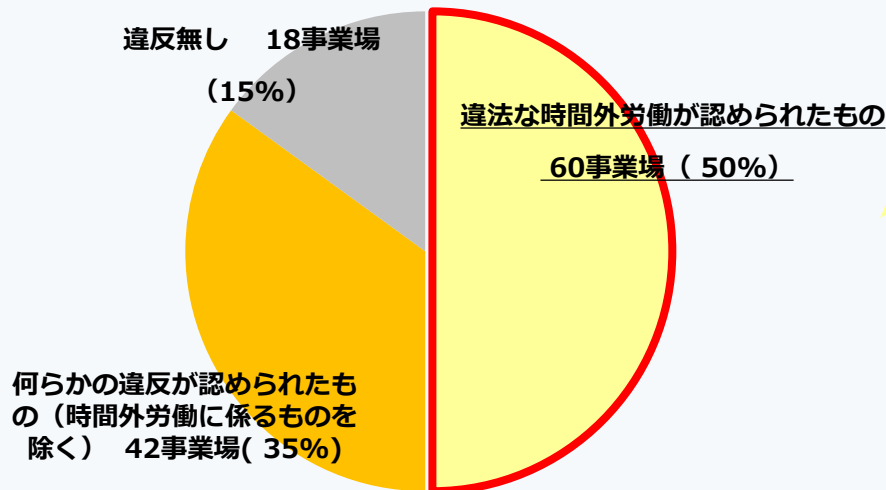
働き方改革の実現に向けた取組

長時間労働の抑制に向けた監督指導 ～過重労働による健康障害防止～

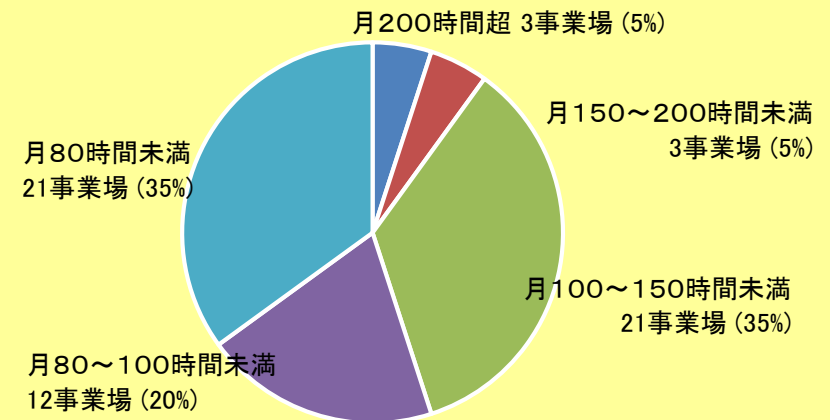
長時間労働は労働者の健康に悪影響を与え過労死等につながるだけでなく、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭生活を阻む原因となっている。このため、改正労働基準法、改正労働安全衛生法等の周知を図り、長時間労働を原因とする労災請求事案や過重労働のおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理、健康管理に関する監督指導等を実施している。

- 令和3年度上半期において、長時間労働が疑われる**120事業場**に対して監督指導を実施した。
- この120事業場のうち、**60事業場 (50%)**において、違法な時間外労働が認められた。
- また、これら60事業場のうち、最も時間外労働の実績が長い労働者の実績が、80時間を超えていた事業場数は、**39事業場 (32.5%)**に及んだ。

○ 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の状況 (全体：120事業場)



違法な時間外労働が認められた事業場において最も時間外労働の実績が長い労働者の実績の状況 (全体：60事業場)



働き方改革の実現に向けた取組

中小企業や小規模事業者等がウィズコロナ時代に対応した働き方改革の考え方や内容等への理解を深め、前向きに取り組めるようにするための支援策の一つとして、平成30年4月から設置している「宮城働き方改革推進支援センター」や、労働基準監督署に「労働時間相談・支援コーナー」を設置しきめ細やかな相談・支援の実施を行っている。

◆「宮城働き方改革推進支援センター」概要（令和3年度宮城労働局委託事業）
社会保険労務士等の専門家が労務管理・賃金制度等に無料で相談を実施している。

【主な事業内容】（令和3年9月末現在）

- ①常駐形専門家による個別相談
（電話・メール・来所による相談対応）
相談件数 **507件**（196件）
- ②セミナーの開催
開催件数 **19回**（29回）
- ③中小企業・小規模事業者、商工団体、市区町村等への企業訪問
（専門家派遣事業への利用勧奨、斡旋、周知等）
訪問件数 **90件**（48件）
- ④専門家派遣事業による企業訪問（企業を訪問による相談支援）
訪問件数 **183件**（253件）
- ⑤出張相談会（商工団体等と連携した出張相談会の開催）
出張相談会 **30回**（145回） ※（ ）内は前年同期比



「宮城働き方改革推進支援センター」に寄せられた相談内容

- ①新型コロナウイルス感染症に係る雇用管理について
 - ・緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置が発令された際の雇用管理について教えてほしい。
 - ・テレワークで活用できそうな助成金があれば教えてほしい。
 - ・フレックスタイム制について教えてほしい。
 - ・新型コロナウイルス感染症による小学校臨時休校に際して、労働者が子の世話をするために休暇を取得した場合の支援制度を教えてほしい。
- ②その他の働き方改革について
 - ・最低賃金引き上げに伴う助成金があれば教えてほしい。
 - ・生産効率の向上を図りたい、人事評価を行う際のヒントが欲しい。
 - ・働き方改革セミナー開催に伴う費用を補填するような助成金はあるのか。
 - ・正社員とパート社員に手当について差を設けているが対応について教えてほしい。

「ウィズコロナ時代の働き方改革」対応に向けて

「宮城働き方改革推進支援センター」による、専門家派遣事業と連携した個別訪問支援、出張相談会等で、中小企業や小規模事業者が抱える相談内容に対応するとともに、商工団体や業種団体が開催するセミナーや、労働局が開催する働き方改革関連法説明会や、女性活躍推進法説明会において、「労働時間短縮・年休促進支援」、「勤務間インターバル導入」、「労働時間適正化推進」などの働き方改革推進支援助成金の内容や活用例などの紹介、新型コロナウイルス感染症により小学校等が休業した場合の助成金の説明などを行ってきた。

長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」の防止を図るため、以下の取組を実施。

- 企業訪問時にリーフレット配付による周知 101事業場（令和3年9月末現在）
- 局長による要請文書交付（3事業場 令和3年9月末現在）
- 11月の「しわ寄せ」防止キャンペーン月間
 - ・宮城県及び市町村等並びに使用者団体等にリーフレット等を送付し周知依頼
 - ・局ホームページ・メルマガへの掲載、定例記者会見での発表
 - ・各種説明会、各種会合、集団指導、企業指導等あらゆる機会を通じての周知
 - ・局幹部による企業経営のトップ等への働きかけ 等

◆「労働時間相談・支援コーナー」

事業主団体等に改正労働基準法の内容、長時間労働の削減等に関する説明会や集団指導の実施、中小企業等の事業場に個別訪問による相談対応を実施している。

- 訪問支援 **87件**（47件）
- 説明会 **6回【97人】**（14回（305人））（令和3年9月末現在）
- ※（ ）内は前年同時期

働き方改革の実現に向けた取組

年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

政府目標である取得率70%を達成するため労働局より、各市町村及び関係35団体へ年休取得促進に向け周知・働きかけを行った。

また、病休休暇や、ボランティア休暇等の促進についての、働き方改革推進支援助成金の利用等による導入促進を図っている。

◆働き方改革推進支援助成金

働き方改革の推進に向けて、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備、勤務間インターバル制度を導入しその定着を促進、労務・労働時間の適正管理の推進等に取り組む中小企業事業主に対して、労働能率の増進に資するための機器などの導入・更新や外部専門家によるコンサルティング、就業規則の作成費用及び労務管理用機器等の導入経費の一部を助成するもの。

コース名	申請件数 (令和3年9月末現在)
労働時間短縮・年休促進支援コース	116件 (26件)
勤務間インターバル導入コース	7件 (34件)
労働時間適正管理推進コース	0件 (新規)
団体推進コース	1件 (2件)
人材確保等支援助成金(テレワークコース)	1件 (新規)

() 内は前年同時期

◇年次有給休暇の計画的付与

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度。

◇時間単位の年次有給休暇

年次有給休暇の付与は原則1日単位だが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能。

宮城働き方改革推進等政労使協議会

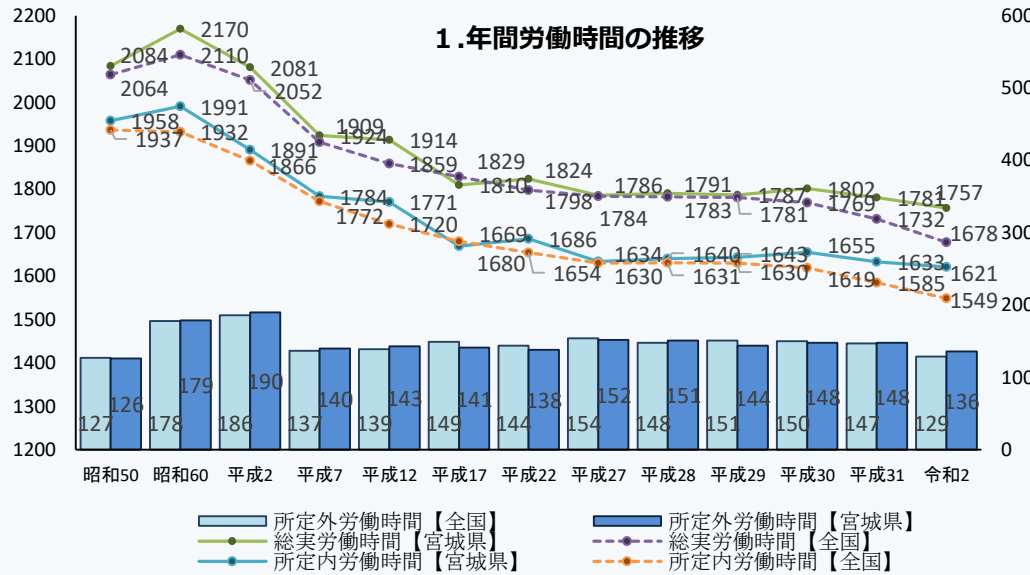
県内の関係機関(経済団体、労働団体、金融機関、行政機関)を構成員とする「宮城働き方改革推進等政労使協議会」を令和3年9月3日に開催予定であったが、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、書面による開催とした。「今後の働き方改革における女性活躍推進について」をテーマとして、講演予定であった「女性活躍推進の実態と働く女性の意識調査」の内容等について情報提供を行った。

労働条件の確保・改善対策

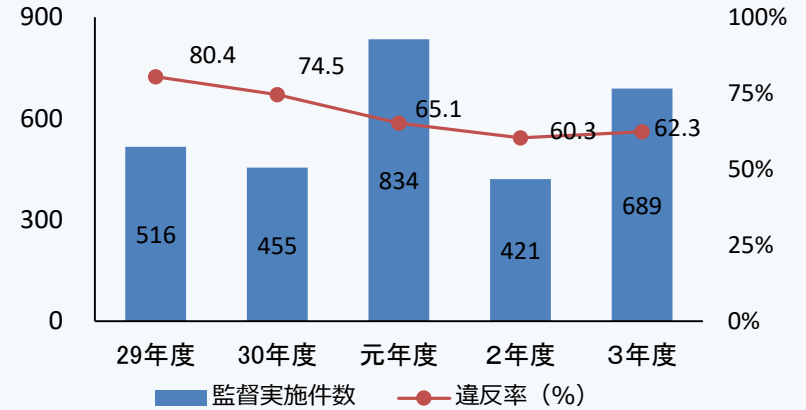
法定労働条件の確保等

監督指導等により基本的労働条件の枠組みの確立を図るほか、申告事案については、その早期解決のため迅速かつ適切な対応を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。

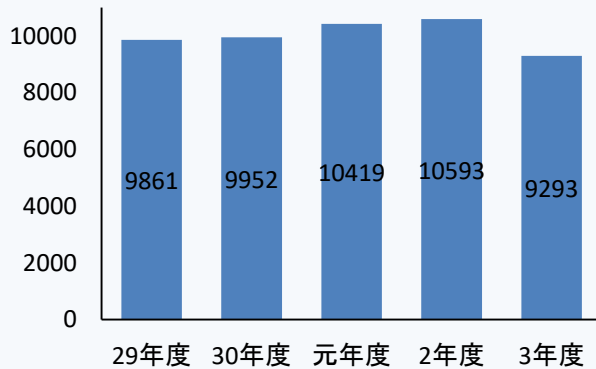
1. 年間労働時間の推移



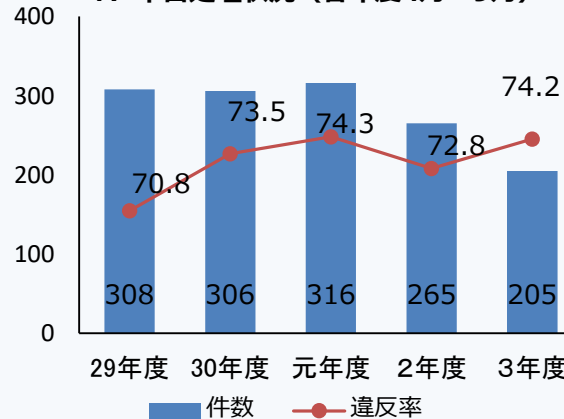
2. 定期監督実施状況 (各年度4月～9月)



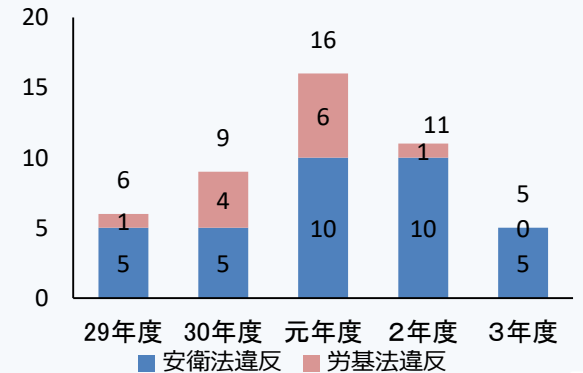
3. 相談件数の推移(各年度4～9月)



4. 申告処理状況 (各年度4月～9月)



5. 送致件数の推移 (令和3年度は4月～9月分)



労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

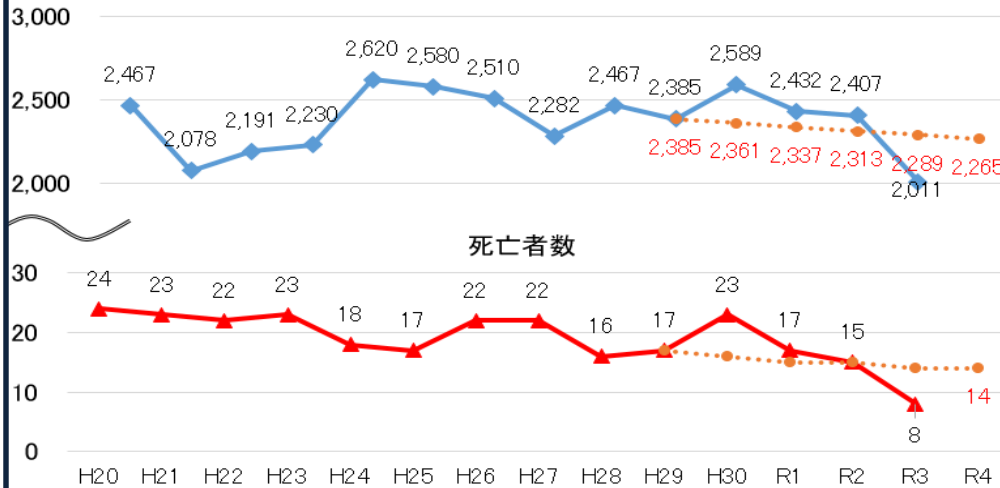
県内の死傷者数の推移と13次防の進捗状況
(令和3年は9月末速報値)

【13次防目標】

令和4年までに平成29年比で 死傷者数:5%以上減少(2,265人以下)
死亡者数:15%以上減少(14人以下)

死傷者数

※ 点線は13次防目標



「SafeworK向上宣言」の登録促進

- 労働災害防止や健康で安全に働くことができる職場づくりに向けた事業主等の意思を企業内外に表明する制度
- 県内の労働災害防止団体等6団体と連携し、今年7月に全業種に拡大
- 登録事業場は宮城労働局HPで公開
- 現在、38事業場が登録(9月末時点)



主な業種別の9月末死傷者数(速報値)と対策推進状況

【製造業】

○死傷者331人/死亡者1人(前年同期3.4%増/4人減)

○推進状況等

- 災害多発事業場等の継続的な指導
4事業場を安衛特指定
- 安全衛生自主点検の実施
規模50人以上562事業場を対象に実施

【建設業(復興関連工事対策を含む)】

○死傷者226人/死亡者3人(前年同期15.3%増/3人増)

○推進状況等

- 「ゼロ災推進連絡会議」を中心とする取組推進
連絡会議(6月)、公開パトロール(7月)
- 建設工事の安全管理徹底に関する緊急要請(6月)

【陸上貨物運送事業】

○死傷者278人/死亡者2人(前年同期30.5%増/1人増)

○推進状況等

- 陸災防サポート事業への支援
- 陸運事業者と荷主団体等との協議会(10月)

【第三次産業(重点:小売業、社会福祉施設)】

○小売業:死傷者222人/死亡者2人(前年同期18.1%増/2人増)

○社会福祉施設:死傷者256人/死亡者0人(前年同期84.2%増/±0)

○推進状況等

- 「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の推進
- 災害多発多店舗展開企業の指導
(小売業6事業場、社会福祉施設6事業場)

最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援及び最低賃金制度の適切な運営

宮城県最低賃金は本年10月1日から28円引き上げられ、時間額853円に改正された。改正後の最低賃金額を幅広く周知することが重要であり、効果的な周知・広報を図り、最低賃金履行確保に向けた取組を実施している。

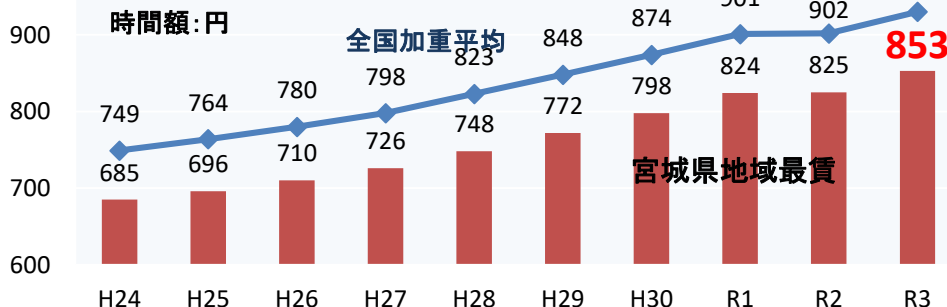
令和3年最低賃金改定

過去最大となる**28円**引上げ

時間額**853円**



最低賃金額の推移



◆周知・広報の取組状況（実績）

- 自治体広報誌への掲載依頼（令和2年度末現在、掲載率94.4%）
- ポスター、リーフレットの配布（配布件数：1015件。高校・大学・専修学校等、スーパー本部、コンビニ地域本部、図書館等を含む）
- のぼり旗作成（労働局、県内の監督署・ハローワークに17本設置）
- コミュニティFMへの放送依頼（ローカルFM放送局10社）
- SNSによる学生への情報発信を依頼（9大学）

◆最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施

第4四半期（令和3年1月～3月）に、令和2年度の最低賃金実態調査の結果、未満率・影響率が大きかった業種等から対象を選定し実施。

◆業務改善助成金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、事業継続や雇用維持に尽力する中小企業に対する最低賃金引上げに向けた支援のため、要件緩和及び拡充が行われた「業務改善助成金」について、宮城県内事業者に広く活用を呼びかける文書を送付した。さらに、県内の労使団体や県、市町村に対しても広く周知依頼を行い、記事掲載等により県民に幅広く周知した。

◆令和3年8月1日からの要件緩和

業況の厳しい事業主（前年又は前々年と比較して売上げ等が30%減）に対する設備投資の範囲を拡充（PC、スマホ、タブレット、貨物自動車などを新たに対象に追加）、賃金引上げ額45円コースを新設、年度内に2回目の申請が可能、上限加算の対象人数を10人まで拡大

◆令和3年10月1日からの要件緩和

外部講師の謝金額の見直し（1回限り。上限30万円→1回当たり10万円、上限50万円）、外郭団体が行う研修等の受講費の上限額緩和（30万円→50万円）

申請件数2件（令和3年7月末現在）→37件（令和3年9月末現在）
11件（令和2年9月末現在）

～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

事例1 【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

効果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

業務改善 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

事例2 【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らし、回転率を向上させたい



実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

効果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保及び非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

令和3年4月1日から全面適用となったパートタイム・有期雇用労働法について、報告徴収等を実施することにより法の履行確保が行われているを確認するほか、特に中小企業事業主に対しては、働き方改革推進支援センターを活用した丁寧な法の周知を行っている。

○報告徴収の実施

事業場に対し、訪問等によりパートタイム・有期雇用労働法第18条に基づく報告徴収を実施し、履行確保の確認を行った。

- ・報告徴収を行った事業場 80件（令和3年9月末現在）
（51件）※（ ）内は前年同時期

○事業主への支援

主催セミナー（女性活躍推進法対象拡大等セミナー）にて、参加事業場（中小企業事業主 226社）あてに「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」及び「パートタイム・有期雇用労働法への対応～企業の取組事例集～」を配布した。

○キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正社員化や賃金規定・諸手当等を新たに規定するなど処遇改善に取り組む事業主に対して助成。

コース名	計画認定件数 (令和3年9月末現在)
正社員化コース	273件【262件】
賃金規定等改定コース	23件【32件】
賃金規定等共通化コース	18件【33件】
諸手当制度等共通化コース	35件【35件】
短時間労働者労働時間延長コース	16件【24件】

※【 】内は昨年同時期。

○同一労働同一賃金特別相談窓口

パートタイム・有期雇用労働者が正規雇用労働者との待遇差について相談できる特別相談窓口を設置し、雇用環境・均等室が相談窓口であることを広く周知するとともに、法に定める不合理な待遇差の禁止の観点から、丁寧な相談対応を行っている。

<相談等の状況（令和3年9月末現在）>

- ・相談件数 107件（83件）
- ・紛争解決援助の申立て 0件（1件）
- ・調停申請 1件（0件） ※（ ）内は前年同時期

パートタイム労働者、有期雇用労働者、事業主の皆さま 同一労働同一賃金 特別相談窓口のご案内

「パートタイム・有期雇用労働法」が令和3年4月1日から全面適用されています。

★同じ企業で働く正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の、基本給や賞与、手当などのあらゆる待遇について不合理な待遇差の禁止

★労働者に対する、正社員との待遇差の内容やその理由に関する説明義務の強化

特別相談窓口ではこれらに関する相談の他、法律のその他の規定に関する相談についてお受けしています。



相談無料・プライバシー厳守！
お気軽にご相談ください。

パートタイム・有期雇用労働法が「1/19ちゃん」

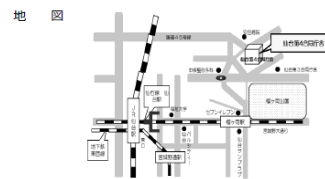
厚生労働省 宮城労働局

お問合せ、ご相談はこちらの特別相談窓口へ

受付時間 9時00分～16時30分
※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 022-299-8844 / 022-299-8834

住所 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階
(宮城労働局 雇用環境・均等室内)
●徒歩 仙台駅(東口)から徒歩約20分
●電車 JR仙石線 榴ヶ岡駅から徒歩約7分



女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

改正女性活躍推進法の施行に向けた周知・啓発

令和4年4月1日から、常用労働者数が101人以上300人未満の事業主に、女性活躍推進法にかかる一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表の義務が拡大されることから、円滑な施行に向けて資料送付を行ったほか、県内各所で「女性活躍推進法 対象拡大等セミナー」を開催し、早期の取組を促すとともに法律の周知を図った。

併せて、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である企業に対し、「えるぼし」認定を行い、女性活躍の機運の醸成に努めた。

●女性活躍推進法対象拡大に向けての周知・啓発

○説明会の実施

女性活躍推進法対象拡大等セミナーを開催（6月24日から10月25日まで県内6か所及びwebで合計13回開催（参加者:249名））。その他、他機関・団体主催のセミナーにおいて、説明を行った。

○企業指導

労働局が行う企業指導において、早急な取組を行うよう指導・説明した。（令和3年9月末現在 85社）

○資料の送付

県内の労働者数101人以上300人以下の企業（484）、宮城県及び市町村（36）並びに使用者団体等（143）にパンフレット等を送付した。

○広報の依頼

上記資料送付と併せて広報誌等への掲載を依頼し、宮城県、複数の市町村、団体の広報誌において記事が掲載された。

○その他

監督署が行う指導の場において法律の周知を図ると共に、労働局メルマガ等での周知啓発を実施した。

女性活躍一般事業主行動計画策定届出数（宮城）

令和3年9月末現在の状況	企業数	届出企業数	届出率
301人以上企業	240社	238社	99.2%
101人～300人企業	562社	97社	17.3%

●えるぼし認定の実施

女性活躍一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、5つの基準（①採用②継続就業③労働時間等の働き方④管理職比率⑤多様なキャリアコース）について、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である**等一定の要件を満たした場合の認定制度。

プラチナ
えるぼし



・策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、**当該行動計画に定めた目標を達成**した企業。
・プラチナえるぼしの5つの基準の**全て**を満たしていること。

宮城0社 全国18社

えるぼし
（3段階目）



・5つの基準の**全て**を満たす企業。また、その実績を「**女性の活躍推進企業データベース**」に**毎年公表**していること（2段階目、1段階目についても同じ）。

宮城5社 全国987社

（うち1社は令和3年6月に認定（株式会社オオノ））

えるぼし
（2段階目）



・5つの基準のうち**3つ又は4つ**の基準を満々満たす企業。満たさない基準については、2年以上連続してその実績が改善していること。

宮城6社 全国478社

えるぼし
（1段階目）



・5つの基準のうち**1つ又は2つ**の基準を満たす企業。満たさない基準については、2年以上連続してその実績が改善していること。

宮城0社 全国8社

男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進 及び不妊治療を受けやすい休暇制度等職場環境の整備の推進

男女問わず全ての労働者が仕事と生活を両立できるよう、令和4年4月1日から順次施行される改正育児・介護休業法についての理解を促すため、セミナーの開催等により周知徹底を行う他、事業主に対する報告徴収を実施し、法の措置の趣旨、内容の説明、規定整備を進め法の確実な履行確保を図っている。また、男性の育児休業取得を支援する助成金や円滑な介護休業取得・復帰を支援する助成金の活用を促し、企業の取り組みを支援している。さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度について、認定通知書交付式の開催等により広く周知を行い、企業が自主的に労働者が子供を産み育てながら働き続けやすい職場環境を整備する取組を促進している。

◆女性活躍推進法等セミナーの中で、改正育児・介護休業法についても説明

○開催回数14回（うち1回web） ○参加人数226名

育児休業取得率の推移 宮城（全国）

年度	女性	男性
平成28年度	94.2% (81.8%)	2.7% (3.16%)
平成29年度	93.5% (83.2%)	3.6% (5.14%)
平成30年度	88.5% (82.2%)	1.9% (6.16%)
令和元年度	77.3% (83.0%)	5.0% (7.48%)
令和2年度	97.1% (81.6%)	6.0% (12.65%)

宮城県：宮城県労働実態調査 全国：雇用均等基本調査

◆両立支援等助成金の申請件数

従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して助成

コース名	申請件数
出生時両立支援コース(男性の育休)	118件(93件)
育児休業等支援コース	77件(60件)
介護離職防止支援コース	6件(3件)
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	53件(27件)
介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例)	0件(0件)

令和3年9月末現在 ※（ ）内は前年同時期

次世代育成支援対策の推進

くるみん	宮城県	全国
令和3年9月末現在	43社(2社)	3,630社
プラチナくるみん	宮城県	全国
令和3年9月末現在	6社(1社)	458社



※（ ）内はR3.4~9月末の実績

◇認定企業
 <プラチナくるみん認定>
 (株)ドコモCS東北(左)
 <くるみん認定>
 迫りコー(株)(右)

プラチナくるみん認定通知書交付式



R3.9.29

くるみん認定通知書交付式



R3.7.30

◆両立支援等助成金 不妊治療両立支援コース

不妊治療を受けやすい職場環境の整備の推進を図るため、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を創設し、実際に労働者に当該休暇制度・両立支援制度を利用させた中小企業事業主に対する助成金。

申請件数 1件(令和3年9月末現在)

また、労働局関係機関の広報誌(2件)に記事掲載を行った。

職場におけるハラスメント対策の集中実施及び中小企業への取組支援

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントや、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させる原因となっている。このため、説明会を開催する等により改正労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等の周知を図り、また、事業主に対し総合的・一体的にハラスメント防止対策を実施するよう促し、防止対策を講じていない事業主に対し、助言・指導等を実施している。

パワーハラスメント対策の対象拡大に向けての周知・啓発

令和4年4月1日から中小企業を含むすべての企業に対し、職場のパワーハラスメント防止措置が義務化されることから、あらゆる機会を捉えて説明、周知・啓発、情報の提供を行った。

○説明会の実施

女性活躍推進法対象拡大等セミナーにおける説明。(6月24日から10月25日まで県内6か所及びwebで合計13回開催。(参加者:249名))

その他、他機関・団体主催のセミナーにおいて、説明を行った。

○企業指導

労働局が行う企業指導において、早急な取組を行うよう指導・説明した。(令和3年9月末現在85社)

○資料の送付

県内の労働者数101人以上300人以下の企業(484)、宮城県及び市町村(36)並びに使用者団体等(143)にパンフレット等を送付した。

○広報の依頼

上記資料送付と併せて広報誌等への掲載を依頼し、宮城県、複数の市町村、団体の広報誌において記事が掲載された。

○その他

監督署が行う指導の場において法律の周知を図ると共に、労働局メルマガ等での周知啓発を実施した。



○厚生労働省「あかるい職場応援団」ポスター

いじめ・嫌がらせ労働相談件数

平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度 9月末現在 (宮城)
宮城	全国	宮城	全国	宮城	全国	
1,259 件	82,797 件	1,491 件	87,570 件	1,461 件	79,190 件	998件 (688件)

※()内は前年同時期

妊娠・出産・育児・介護休業不利益取り扱いに関する相談件数

平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度 9月末現在 (宮城)
宮城	全国	宮城	全国	宮城	全国	
384 件	15,610 件	320 件	15,527 件	280 件	11,670 件	138件 (187件)

※()内は前年同時期

セクハラ相談件数

平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度 9月末現在 (宮城)
宮城	全国	宮城	全国	宮城	全国	
165 件	7,639 件	136 件	7,323 件	94 件	6,337 件	47件 (51件)

※()内は前年同時期

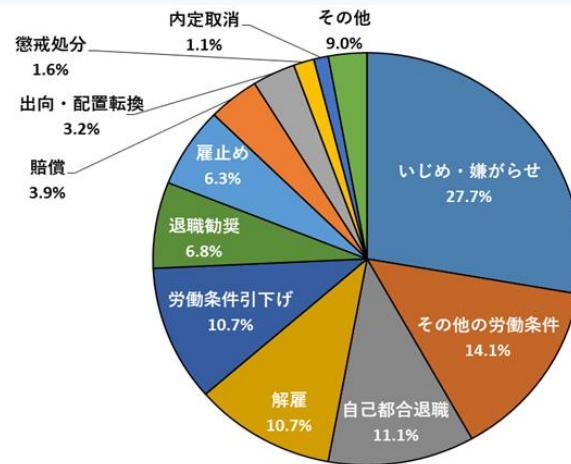
労働関係紛争の早期解決の促進

労働相談件数は依然として高止まりの状況であり、その内容はいじめ・嫌がらせを含む各種ハラスメント、自己都合退職、解雇等多岐にわたり相談内容も複雑困難化している。

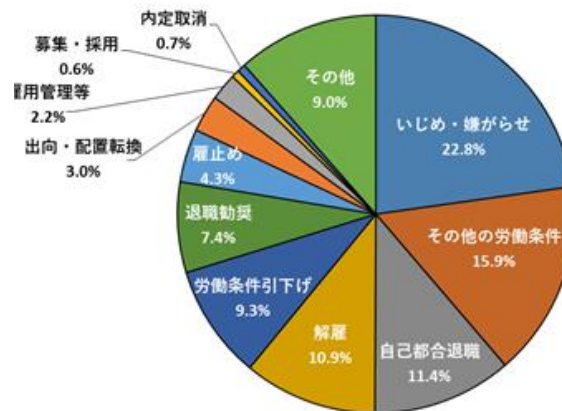
このような現状において労働問題の総合的機関として幅広く相談を受け付け、適切な関係機関窓口への取次ぎや情報提供を行うため、宮城労働局及び管内の監督署に「総合労働相談コーナー」を設置し、「ワンストップ・サービス」の機能を維持するとともに、内容に応じて助言・指導、あっせんを教示する等、より円満・迅速な紛争解決を図っている。

令和2年度 個別労働紛争関係相談内訳

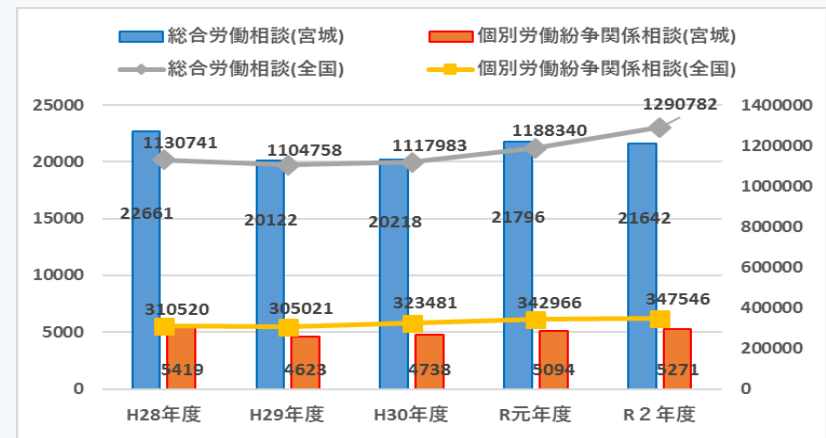
【宮城】(5,271件)



【全国】(347,546件)

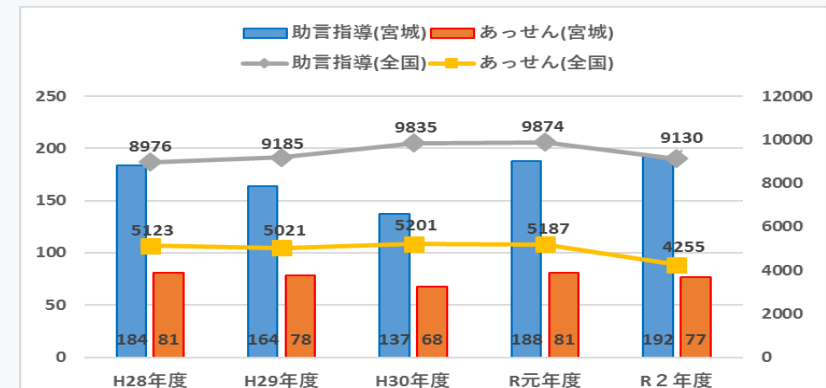


相談件数の推移



※総合労働相談:労働局に寄せられたすべての労働相談
 ※個別労働紛争相談:総合労働相談のうち、個々の労働者と事業主との間の紛争(労基法等の違反に係るものを除く)に係る相談

助言指導申出・あっせん申請件数の推移



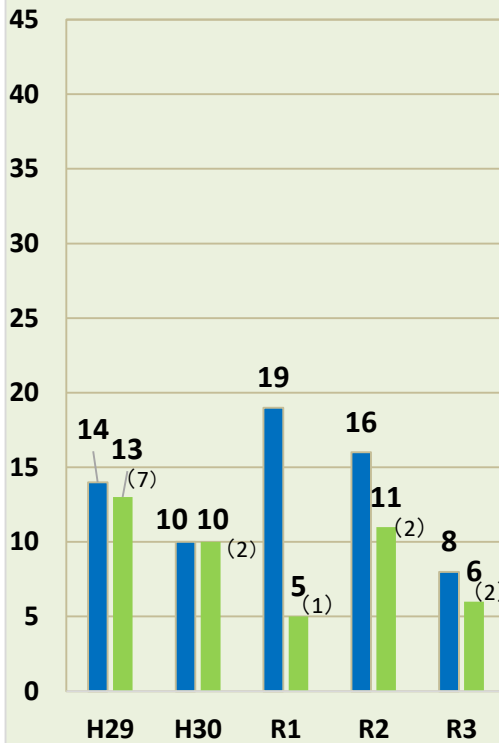
労災保険給付の迅速・公正な処理

脳・心臓疾患や精神障害事案を含むすべての労災請求事案に対して、認定基準等に基づき迅速かつ公正な労災認定を行います。

宮城県における過労死等事案の請求・決定件数

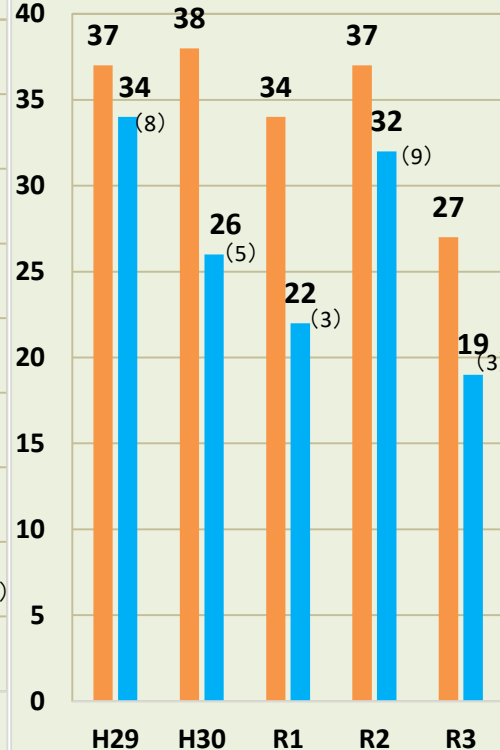
※各表において、R3年度は9月末現在の状況

脳・心臓疾患



■ 請求件数
■ 決定件数【うち()は支給決定件数】

精神障害



■ 請求件数
■ 決定件数【うち()は支給決定件数】

労災保険の加入推進

労働保険の未手続事業を一掃するため、未手続事業の把握や加入勧奨を積極的に行い、自主的に成立手続きを取らない事業主については職権成立手続きを行っている。

● 労働保険適用事業場数の推移

		労災	雇用
令和3年度	(9月末)	49,437	40,158
令和2年度	(9月末)	49,425	39,802
	(年度末)	49,568	40,017
令和元年度	(年度末)	49,363	39,534

● 新規成立事業場数

		労災保険	雇用保険
令和3年度	(9月末)	1,766	1,018
令和2年度	(9月末)	1,840	1,061
	(年度末)	3,024	1,905
令和元年度	(年度末)	2,464	1,543

● 未手続事業加入勧奨数の状況

		未手続等把握数	勧奨による加入数
令和3年度	(9月末)	227	127
令和2年度	(9月末)	346	262
	(年度末)	605	504
令和元年度	(年度末)	646	466

積極的な滞納整理

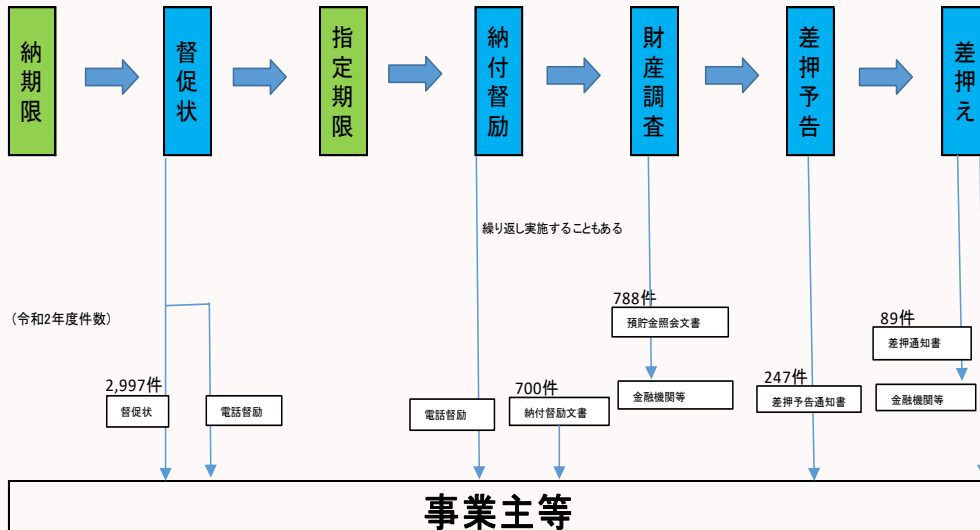
収納率の向上に向け納付督促に応じない滞納事業主に対し差押え等の強制措置を積極的に行っている。

●年度別労働保険料収納率

		徴収決定額	収納額	収納率 ()内は全国
令和3年度	(9月末)	369億円	169億円	45.92% (43.09%)
令和2年度	(9月末)	360億円	115億円	31.99% (29.40%)
	(年度末)	373億円	367億円	98.47% (98.02%)
令和元年度	(年度末)	366億円	360億円	98.31% (98.90%)

●滞納整理の主な流れ

●滞納整理の主な流れ



電子申請の利用促進

電子申請の利用促進は、行政コスト削減の最優先施策であることから、引き続き利用促進に取り組む。

- 各ハローワークの窓口での利用促進
各ハローワークの雇用保険窓口において、電子申請への移行を直接勧奨するとともに、事業所向け各種説明会を活用して利用勧奨を行っている。
- 雇用保険電子申請アドバイザーを活用した取組
ハローワーク仙台、石巻、塩釜、迫の4所にアドバイザーを定期的に配置し、電子申請義務化の対象事業所等への利用勧奨を行うとともに、雇用保険適用関係窓口において具体的な説明を行うことにより、効果的な利用勧奨を図っている。

2020年4月から特定の法人について電子申請が義務化されます。

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、**特定の法人の事業所**が社会保険・労働保険に関する**一部の手続**を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

一部の手続とは

- 健康保険
 - 被保険者報酬月額算定基礎届
 - 被保険者報酬月額変更届
 - 被保険者賞与支払届
- 厚生年金保険
 - 継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書
 - ・ 年度更新に関する申告書（既済保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
 - ・ 増加既済保険料申告書
- 労働保険
 - 被保険者資格取得届
 - 被保険者資格喪失届
 - 被保険者転勤届
 - 高年齢雇用継続給付支給申請
 - 育児休業給付支給申請
- 雇用保険
 - 被保険者資格取得届
 - 被保険者資格喪失届
 - 被保険者転勤届
 - 高年齢雇用継続給付支給申請
 - 育児休業給付支給申請

- 主要項目の電子申請率
令和3年度4～9月実績 (前年同期)
雇用保険資格取得届: 62.6% (41.9%)
雇用保険資格喪失届: 54.8% (43.1%)
高年齢雇用継続給付: 64.7% (49.6%)

※令和2年度電子申請率48.4%
※令和元年度電子申請率34.1%



- (注)事項
- 2020年4月以降に開始される**特定の法人の事業年度**から適用されます。
 - 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
 - 以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。
 - (1) 労務調査依頼の故障や被害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
 - (2) 労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。

○ 詳細については、健康保険（協会けんぽ）の事業所に限る・厚生年金保険に関する手続は年金事務所、労働保険に関する手続は事業所の所在地を管理する労働局に、雇用保険の被保険者に関する手続はハローワーク又は都道府県労働局雇用保険電子申請サービスセンターにお問い合わせください。